

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が主に都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

### 計画の期間・対象区域

計画期間は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図り、令和9（2027）年度を初年度とし、令和27（2045）年度までの18年間の長期計画とします。  
対象区域は、都市部における良好な自然的環境を確保することを目的とする都市緑地法に基づき君津都市計画区域（5,317ha）とします。

### 計画の位置づけ

本計画は、以下に示す上位関連計画と整合・連携を図ります。

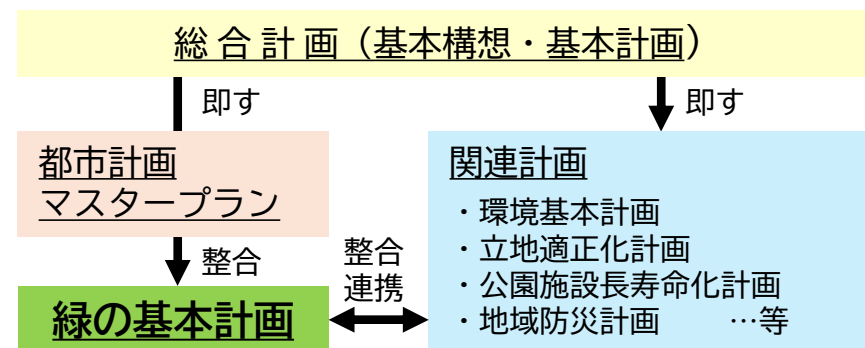


図 緑の基本計画の位置づけ

### 計画の改定の概要

計画の改定にあたり、新たな社会・経済動向、現況の各種数値や計画目標水準の達成状況等を確認した結果、以下の5つの方針により、改定を行います。

#### ○民間活力の導入による公園緑地の新たな魅力創出

⇒既存の公園緑地への民間事業者の資金・ノウハウの積極的な活用

#### ○時代ニーズに応じた都市公園の長期的な維持管理・利活用

⇒既存の公園緑地の計画的な維持管理や人口の変化・地域ニーズ等に応じた利活用

#### ○本市の発展を牽引する2大公園の新たな位置づけ

⇒新たに整備を行う貞元総合公園や、リニューアル整備を行う内みのわ運動公園の役割や相乗効果等についての位置づけ

#### ○貴重な緑地の保全

⇒森林・農地・河川といった緑地の法規制による保全

#### ○新たな社会情勢等に対応した緑施策の推進

⇒既存公園の利活用、公園施設の長寿命化、防災機能の充実、グリーンインフラ等の新たな社会情勢等に対応した緑施策の検討

## 第2章 緑の現況と課題

### 都市の概況

施設緑地の総量は計画策定時から増加し、地域制緑地は概ね保全されています。

図 施設緑地と地域制緑地の総量

|             | 平成13年<br>(計画策定時) |            | 令和2年 |            |
|-------------|------------------|------------|------|------------|
|             | 箇所               | 面積<br>(ha) | 箇所   | 面積<br>(ha) |
| 施設緑地<br>総計  | 143              | 126.4      | 146  | 151.4      |
| 地域制緑地<br>総計 | 34               | 720.2      | 43   | 800.7      |

### 都市公園の整備と維持管理・利活用の状況

計画対象区域には、地域住民向けの機能を有する街区公園が充実していますが、レクリエーション機能を担う大規模な公園が不足しています。

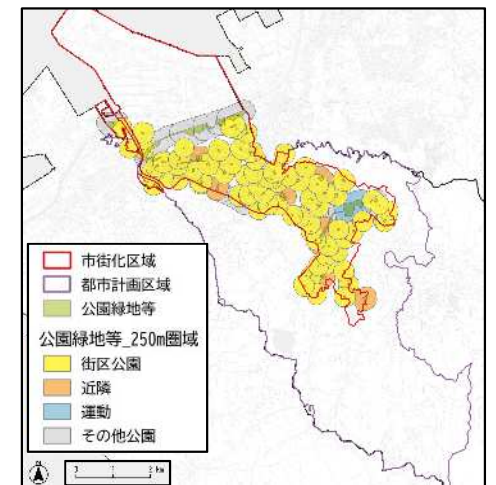


図 都市公園の分布状況

### 農地・森林・水辺の状況

農地は主に市街地周辺の集落に位置し、水田が多く、総量は減少傾向となっています。  
森林は主に市街地を取り囲むように位置し、その多くは森林法により保全されています。

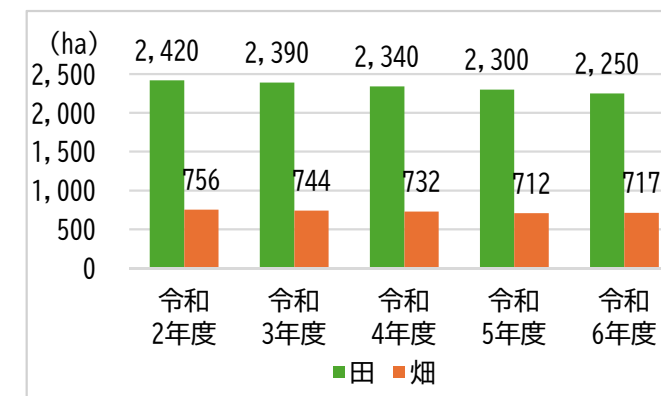


図 農地の推移（市全域）

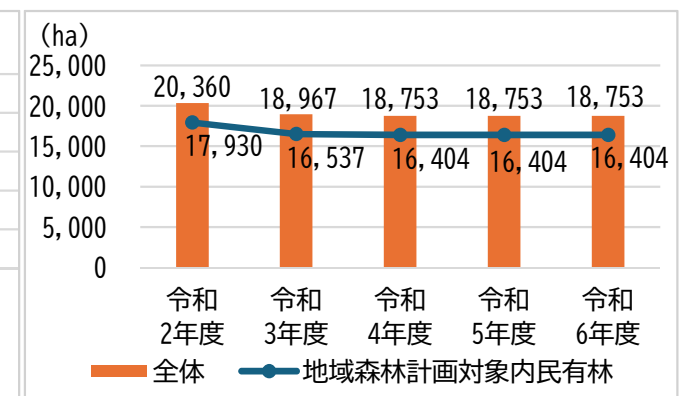


図 森林全体の総量及び地域森林計画対象民有林の推移（市全域）

水辺については主に小糸川、郡ダム、大道沢公園の水環境を中心に整備しています。



### 市民協働による緑化

対象区域内における緑化協定による緑化面積については、令和元年に大きく増加し、それ以降はほぼ横ばいとなっております。

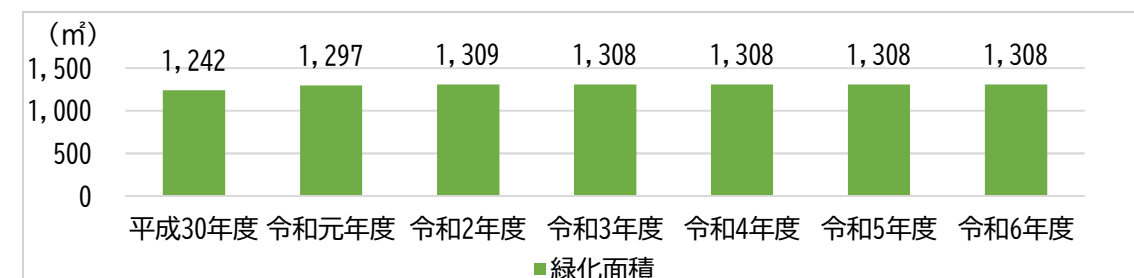


図 緑化協定の締結状況の推移

現行計画の計画目標水準の達成状況

緑地については確保目標を達成、都市公園等については整備目標は未達成ですが、千葉県全体の平均値（令和6年3月末時点）である7.2㎡/人を上回る量を確保できています。

図 緑地の確保目標水準

|        | 平成32年(目標値)            | 令和2年(実績値)             |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 計画対象区域 | 846.6ha<br>(約15.9%確保) | 952.1ha<br>(約17.9%確保) |
| 市街地    | 164.1ha<br>(約7.7%確保)  | 176.4ha<br>(約8.3%確保)  |

図 都市公園等の整備の目標水準

|       | 平成32年(目標値) | 令和2年(実績値) |
|-------|------------|-----------|
| 都市公園  | 21.6㎡/人    | 11.1㎡/人   |
| 都市公園等 | 34.7㎡/人    | 23.3㎡/人   |

緑を取り巻くまちづくりの動向

■都市緑地法等の改正

〔都市緑地法の改正内容（H29）〕

- ・緑地保全・緑化推進法人制度の拡充
- ・民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設・・・等

■グリーンインフラ

- ・自然と共生する社会の実現に向けて、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

〔都市公園法の改正内容（H29）〕

- ・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・PFI事業の設置管理許可期間の延伸（最長10年→30年）・・・等



都市の社会的課題の解決に活用

図 グリーンインフラの取組イメージ

■緑の基本方針（令和6年）の策定

〔国が実現を促す3つの都市像〕

- ・環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市
- ・人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市
- ・Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

〔緑地の保全、緑化において重要な視点〕

- ・国、自治体、民間等の多様な主体の役割分担
- ・緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保
- ・緑地の広域的・有機的なネットワーク形成

緑の課題

■緑の保全

- ・まとまりのある緑の法規制による保全、適切な維持管理
- ・良好な農地を保全、適切な維持管理

■緑の創出や質の向上

- ・限られた財源で、公園の配置・機能の見直し、老朽化した公園施設の更新・修繕
- ・民間のノウハウを生かした、内みのわ運動公園のリニューアル
- ・広域的な交流、レクリエーション機能、プロスポーツ観戦を基調とする貞元総合公園の整備
- ・道路沿いの街路樹、歩道の植栽帯の適切な維持管理

■協働による緑の育成

- ・愛護活動団体や市民活動団体の結成・育成、ボランティア活動への支援
- ・住民・民間事業者の緑化に関する意識の向上、緑化に関わる人材の育成

第3章 計画の基本方針

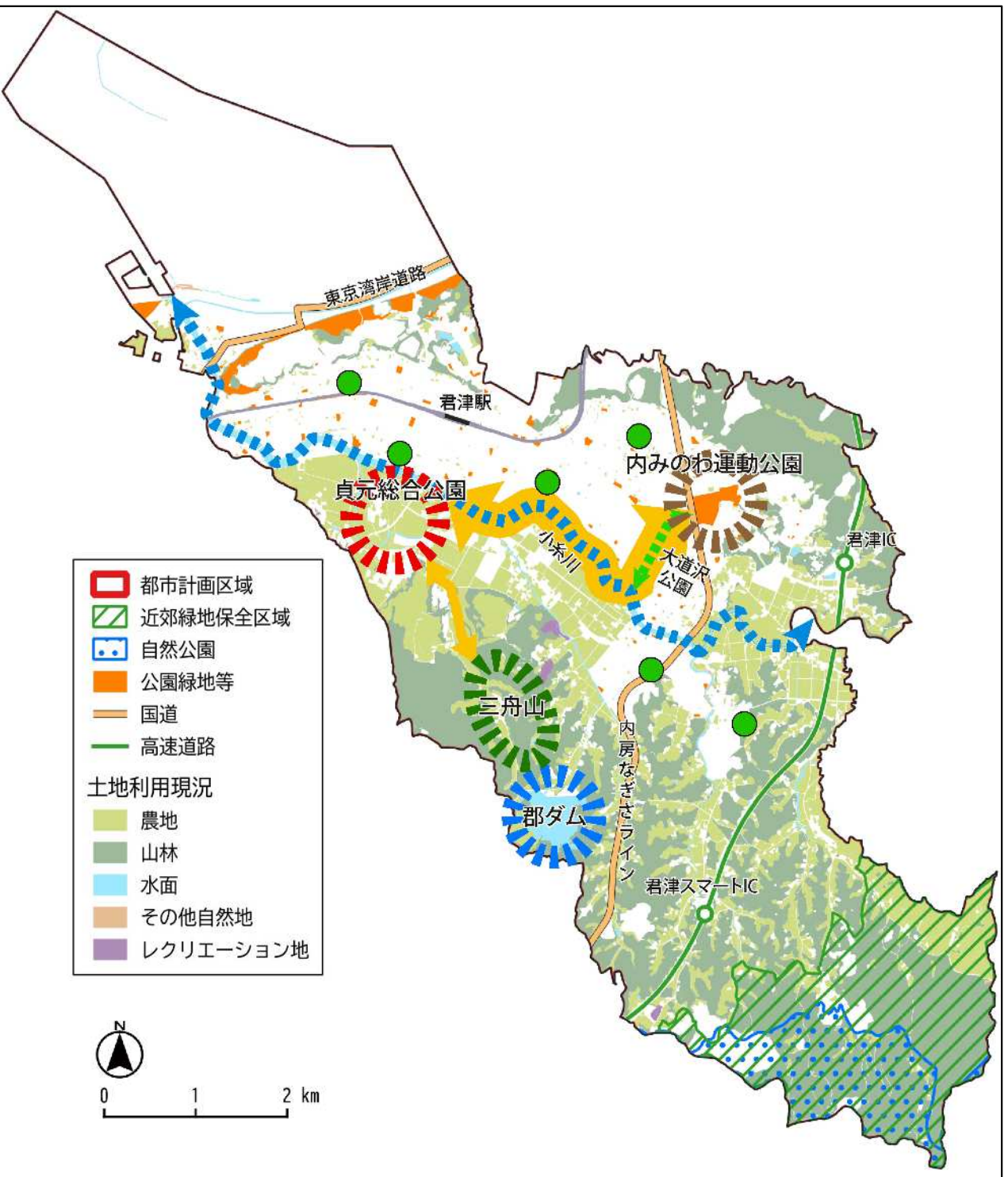
基本理念

本計画では、緑を保全・創出・利活用し、「君津市らしさ」の形成に役立てていくための取組を、以下の基本理念を元に展開します。

みどりと人がつながり しあわせを育む きみつ  
－市民とともに創る、みどりあふれるまち－ （案）

緑の将来像

■緑の将来像図



■ 緑の拠点、軸の考え方

|                                                                                                |                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>緑の広域交流拠点  | 市内外からの広域的かつ多様な交流の創出や駅周辺の活性化を牽引する緑のスポーツ・レクリエーション拠点として、スポーツを通じた交流・レクリエーション機能や広域的な防災機能が期待されている <b>貞元総合公園</b> を位置づけます。       |
| <br>緑の地域交流拠点  | 健康増進やスポーツ機能の向上を図るとともに、地域の子もたちを中心とした多様な世代が交流できる拠点として、リニューアル整備により、民間活力を導入した集客施設など新たな魅力の創出が期待されている <b>内みのわ運動公園</b> を位置づけます。 |
| <br>自然の交流拠点   | 自然の中の遊歩道や展望台により市内の緑を眺望できるほか、案内看板により軽めのハイキングコースとしての利用可能な <b>三舟山</b> を位置づけます。                                              |
| <br>水の交流拠点    | 遊歩道による静かな林道の散策ができるほか、湖面を水上スキー競技に活用することで、市内外からの訪問者が交流の機会を創出させるスポーツイベントの実施が可能である <b>郡ダム</b> を位置づけます。                       |
| <br>緑の拠点（公園系） | 市民にとって身近で親しみのある市街地の主な公園緑地として、 <b>近隣公園・地区公園</b> を位置づけます。                                                                  |
| <br>緑の軸      | 緑道や連続した緑の環境により、市内の公園緑地を有機的につなぐ軸として、水辺環境を生かした緑道状の公園である <b>大道沢公園</b> を位置づけます。                                              |
| <br>水の軸     | 河川・水辺により、市内の公園緑地を有機的につなぐ軸として、 <b>小糸川</b> を位置づけます。                                                                        |
| <br>交流拠点軸   | 緑の交流拠点や自然の交流拠点を有機的に結び、拠点間の交流を促す軸として、 <b>小糸川と大道沢公園及び、貞元総合公園と三舟山間の軸</b> を位置づけます。                                           |

基本方針

基本理念に基づき、対象区域で実施する施策の基本的な考え方として、3つの基本方針を示します。

基本方針1 緑の保全

本市の森林や農地、河川などの**まとまりある緑は法令により保全**されています。これらは水源涵養や雨水貯留、景観形成、健康増進などに寄与するグリーンインフラとして機能しているため、**今後も適切に維持管理・活用**しながら保全します。

基本方針2 緑の創出・質の向上

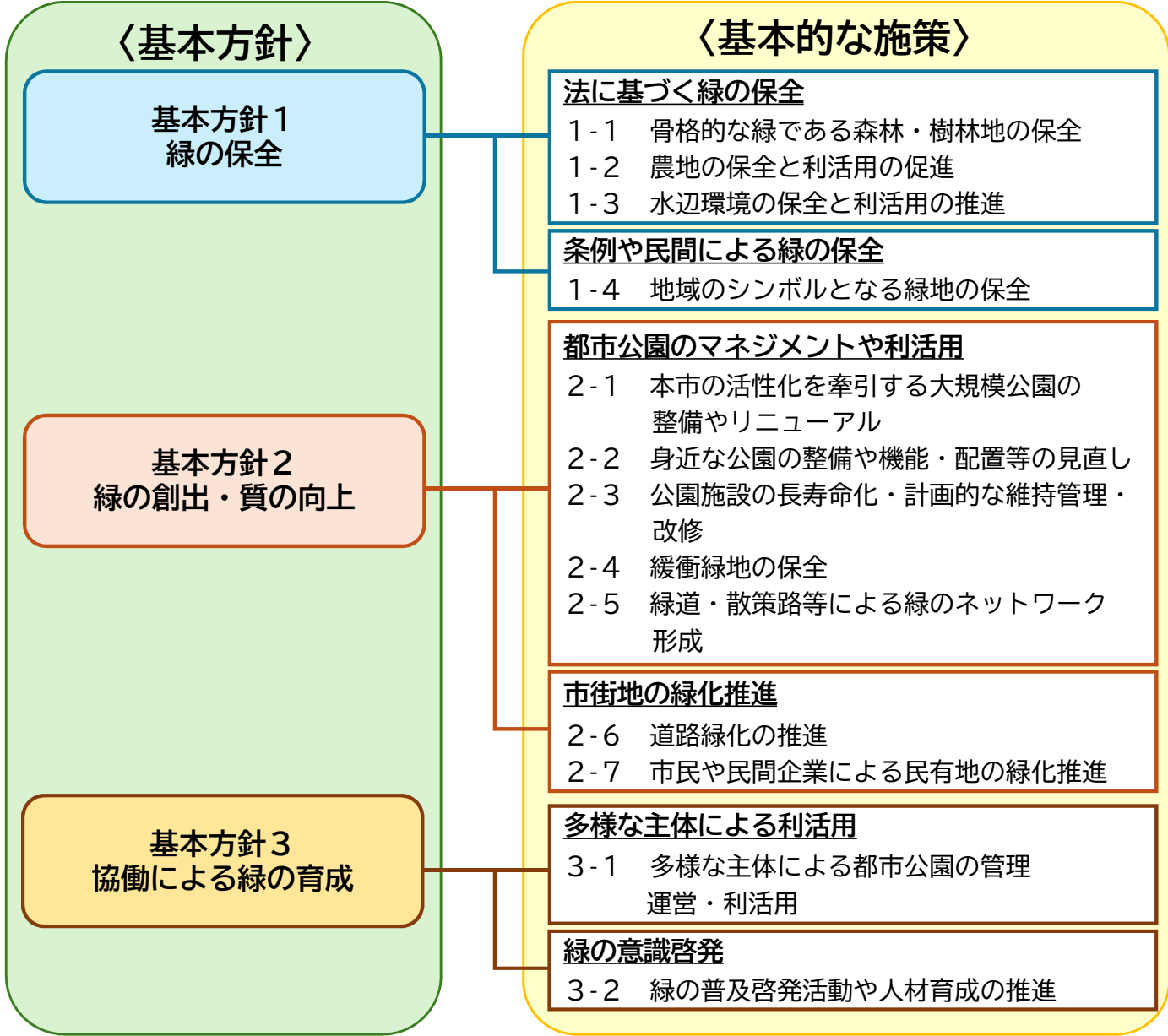
**都市公園は量的には充実**しているものの、一方で**不足している機能の強化**や、人口構造の変化・新たなニーズに対応した**配置・機能の見直し**により、緑の質の向上を図ります。また、整備や開発に合わせ、**緑化協定等による市街地の緑の創出**を引き続き推進します。

基本方針3 協働による緑の育成

人口減少・高齢化の進行や、限られた財源の中で、変化するニーズに対応しつつ、**緑の維持管理・活用を進めるため、住民や民間など多様な主体の参画・連携を促進**します。また、**意識啓発や人材育成により民間の緑化活動を推進**します。

施策体系

3つの基本方針に基づく、対象区域における施策の体系を以下に示します。



緑地の計画目標水準

計画目標水準として、最新の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と連携した数値である、以下の目標値を設定します。

■ 緑地の確保目標水準

|                      | 令和7年<br>(現在値)       | 令和17年<br>(中間目標値)    | 令和27年<br>(最終目標値)    |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 計画対象区域<br>(君津都市計画区域) | 951.5ha<br>約17.9%確保 | 965.5ha<br>約18.2%確保 | 978.7ha<br>約18.4%確保 |
| 市街地                  | 175.8ha<br>約8.2%確保  | 175.8ha<br>約8.2%確保  | 189.0ha<br>約8.9%確保  |

■ 都市公園等の整備の目標水準

|       | 令和7年<br>(現在値) | 令和17年<br>(中間目標値) | 令和27年<br>(最終目標値) |
|-------|---------------|------------------|------------------|
| 都市公園  | 11.5㎡/人       | 16.7㎡/人          | 23.7㎡/人          |
| 都市公園等 | 24.1㎡/人       | 31.8㎡/人          | 42.0㎡/人          |

## 第4章 緑の保全及び緑化推進のための施策

### 基本方針1 緑の保全

#### ■基本的な考え方

- ・森林・農地・水辺等のまとまりのある緑を各種法令に基づき保全、適切な維持管理や、市民が自然に親しめる緑の空間としての利活用により、緑の質を向上
- ・民間により創出された緑地を条例により保全

#### ■具体的な施策

##### 1) 法に基づく緑の保全

- 1-1 骨格的な緑である森林・樹林地の保全
- 森林法・自然公園法等による保全
  - 三舟山について、身近な自然環境として保全、自然的景観や眺望・散策を楽しめる場所として利活用
- 1-2 農地の保全と利活用の促進
- 農地集積の推進や多面的機能の発揮に資する利活用の推進
  - 生産緑地の保全・利活用

- 1-3 水辺環境の保全と利活用の推進
- 小糸川沿岸歩行者専用道の利活用
  - 郡ダムの利活用

##### 2) 市街地の緑化推進

- 1-4 地域のシンボルとなる緑地の保全
- 千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定により確保された、臨海工業地帯の緑地の保全

### 基本方針2 緑の創出・質の向上

#### ■基本的な考え方

- ・大規模な公園の整備・再整備によるレクリエーション機能の充実、近隣住民が利用する身近な公園の機能の見直し、公園施設の効果的・効率的な維持管理、都市公園の機能の発揮や利活用により、都市公園の使われ方や管理の質の向上
- ・市民や民間事業者と連携し、道路や民有地の緑化を推進

#### ■具体的な施策

##### 1) 都市公園のマネジメントや利活用

- 2-1 本市の活性化を牽引する大規模公園の整備やリニューアル
- プロスポーツ観戦のできる野球場を核とし、対象区域で不足するレクリエーション機能を担う貞元総合公園の整備
  - 内みのわ公園のリニューアル整備
  - 防災機能の強化
- 2-2 身近な公園の整備や機能・配置等の見直し
- 街区公園の配置・機能等の見直し
  - 身近な公園の利用ルール作りの検討
- 2-3 公園施設の長寿命化・計画的な維持管理・改修
- 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な改修、予防保全型の維持管理

- 2-4 緩衝緑地の保全
- 君津緩衝緑地の保全と適切な維持管理
- 2-5 緑道・散策路等による緑のネットワーク形成
- 緑道等を活用した回遊性向上等による緑のネットワークの形成

##### 2) 市街地の緑化推進

- 2-6 道路緑化の推進
- 街路樹の適切な配置と維持管理
- 2-7 市民や民間企業による民有地の緑化推進
- 開発行為における緑化
  - 緑化協定の推進

### 基本方針3 協働による緑の育成

#### ■基本的な考え方

- ・大規模な公園における民間事業者による公園の再整備や管理運営、身近な公園等での住民等による維持管理活動、多様な主体との協働による公園の利活用、緑の質の向上
- ・市民の緑化活動への助成、本市との協働による緑の意識啓発や緑の創出・育成等を担う人材育成

#### ■具体的な施策

##### 1) 多様な主体による利活用

- 3-1 多様な主体による都市公園の管理運営・利活用
- 民間事業者による大規模な公園の再整備や管理運営
  - 公園愛護会等による身近な公園の管理運営
  - 住民・地域ニーズを反映した公園のリニューアル

##### 2) 緑の意識啓発

- 3-2 緑の普及啓発活動や人材育成の推進
- 緑化を担う人材育成の推進（市民やボランティアによる緑化活動への支援等）

## 第5章 計画の推進に向けて

### 計画の進行管理の考え方

#### ■計画の進行管理

本計画の進行管理については、市の現況や社会情勢の変化に対応するために、PDCAサイクルの考え方に基づき、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を循環させることで、継続的な計画の見直しを図ります。

#### ■計画の見直し

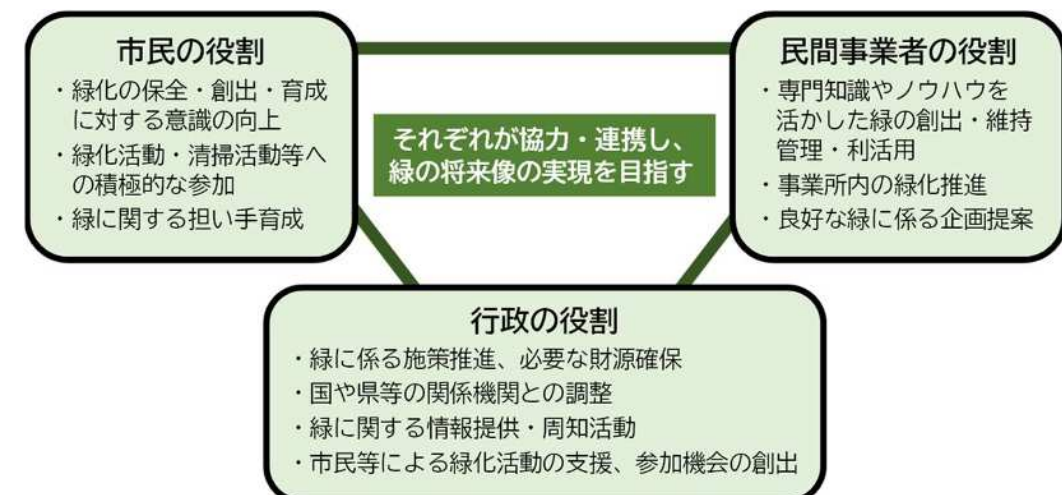
本計画の見直しについては、取組の進行管理の結果を踏まえ、計画期間の中間年次、計画期間終了時に行うことを基本とします。

このほか、社会経済情勢の変化や市民意識の変化、本市の総合計画等の上位計画の改定状況等を踏まえ、必要な時期に見直しを行います。



### 計画の推進に向けて

以下に示すとおり、市民、行政、民間事業者それぞれが役割を認識しつつ、連携・協力できる体制づくりを図ります。



# 君津市緑の基本計画 (たたき台)

令和9年3月

君津市

# 君津市緑の基本計画

## 目 次

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画の期間・対象区域
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の改定の概要

### 第2章 緑の現況と課題

- 1 都市の概況
- 2 都市公園の整備と維持管理・利活用の状況
- 3 農地・森林・水辺の状況
- 4 市民協働による緑化
- 5 緑に関わる市民の意向
- 6 現行計画の計画目標水準の達成状況
- 7 緑を取り巻くまちづくりの動向
- 8 緑の課題

### 第3章 計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 緑の将来像
- 3 基本方針と施策体系
- 4 緑地の計画目標水準

### 第4章 緑の保全及び緑化推進のための施策

- 1 緑の保全
- 2 緑の創出・質の向上
- 3 協働による緑の育成

### 第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進行管理の考え方
- 2 計画の推進に向けて

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が主に都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

## 2 計画の期間・対象区域

計画期間は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図り、令和9（2027）年度を初年度とし、令和27（2045）年度までの18年間の長期計画とします。

対象区域は、都市部における良好な自然的環境を確保することを目的とする都市緑地法に基づき君津都市計画区域（5,317ha）とします。

## 3 計画の位置づけ

緑の基本計画は、君津市（以下「本市」と記載）の上位計画である総合計画・都市計画マスタープランを上位計画とし、環境基本計画等の関連計画等と整合・連携を図るものとします。

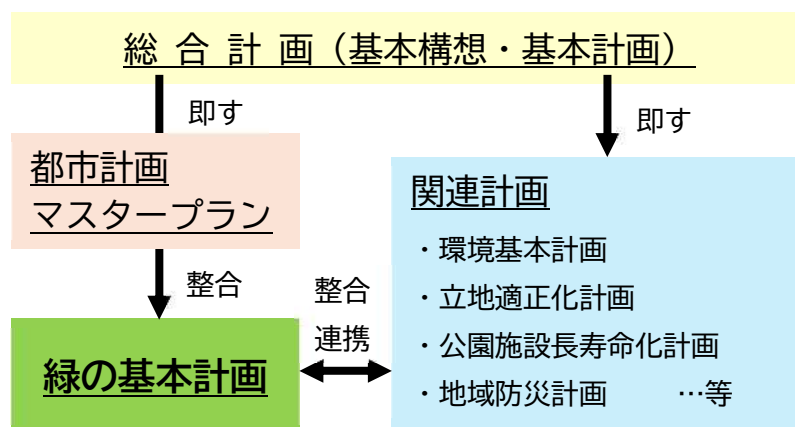


図 緑の基本計画の位置づけ

## 4 計画の改定の概要

### (1) 改定の目的

社会情勢の変化を見据え以下の目的のために、計画の改定を行います。

- 都市公園法・都市緑地法等の緑をめぐる法改正の状況や、SDGs・グリーンインフラ等の近年の緑に係る新しい考えを反映します。
- 本市総合計画・都市計画マスタープラン等の上位計画における都市づくりの方針との整合を図ります。
- 貞元総合公園の整備及び内みのわ運動公園のリニューアル効果の最大化を図ります。

### (2) 改定の方針

計画の改定にあたり、新たな社会・経済動向、現況の各種数値や計画目標水準の達成状況等を確認した結果、以下の5つの方針により、改定を行います。

#### ○民間活力の導入による公園緑地の新たな魅力創出

既存の公園緑地ストックの新たな魅力創出のため、民間事業者の資金・ノウハウの積極的な活用が望まれています。

#### ○時代ニーズに応じた都市公園の長期的な維持管理・利活用

公園緑地の量的な整備は一定程度の充実が図られており、今後はこうした公園緑地ストックの計画的な維持管理や人口の変化・地域ニーズ等に応じた利活用を進めていくことが望まれています。

#### ○本市の発展を牽引する2大公園の新たな位置づけ

新たに整備を行う貞元総合公園、リニューアル整備を行う内みのわ運動公園は、本市の発展を牽引する2つの主要な公園として、本市の緑の将来像において果たす役割や相乗効果等について、位置づけていくことが望まれています。

#### ○貴重な緑地の保全

森林・農地・河川など、本市の骨格を形成するまとまりのある緑地は法規制により保全されており、今後ともこうした貴重な緑地を保全していくことが望まれています。

#### ○新たな社会情勢等に対応した緑施策の推進

既存公園の利活用、公園施設の長寿命化、防災機能の充実、グリーンインフラ等の新たな視点の反映など、新たな社会情勢等に対応した緑施策が望まれています。

## 第2章 緑の現況と課題

### 1 都市の概況

#### (1) 本市における緑の分布

本市は、約9 kmにわたって東京湾にのぞみ、北部は木更津市と南西部は富津市と接しており、市域の南東部には房総の屋根、鹿野山・清澄山系の低山地を有する清和、松丘・亀山地区があり自然が広がっています。

また、地形は、市街地北西部の東京湾にのぞむ海岸段丘と北部から東部・南部にかけて鹿野山・清澄山系から連なる丘陵地、及び南部から北西部の東京湾へそそぎこむ小糸川と木更津市へ流れる小櫃川の二河川を中心とする平野部から構成されています。小糸川と小櫃川の流域に広がる平野部は、砂・粘土・シルトを主とする沖積地であり、小糸川の東部一帯及び小櫃川では肥沃な穀倉地帯となり、田園風景が見られます。

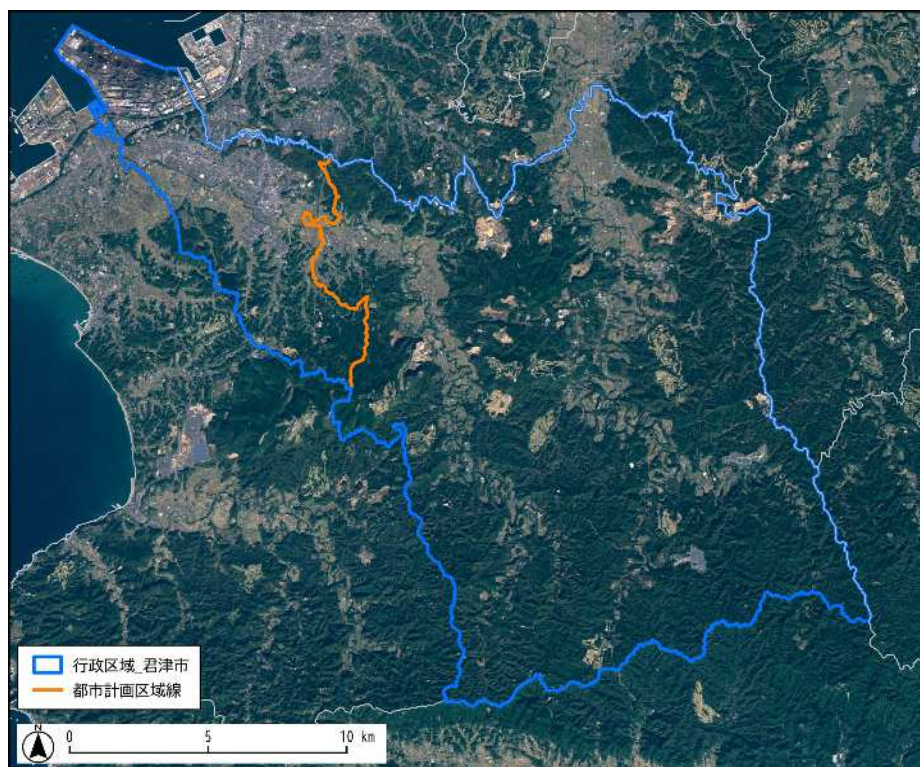


図 君津市の緑の広がり

資料：国土地理院

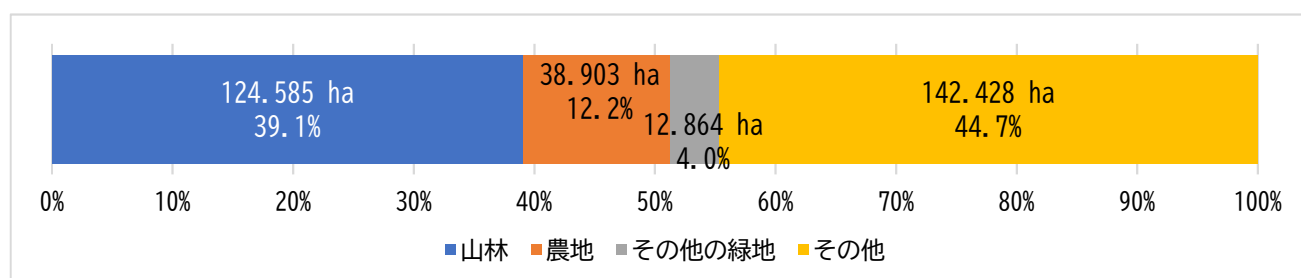


図 君津市の主な緑地の面積

資料 【令和5年版】君津市統計書

## (2) 緑系の土地利用状況

対象区域である君津都市計画区域における緑系の土地利用を見ると、市街化調整区域を中心に分布する農地・山林が多く、市街化区域においては公園緑地等が主な緑となっています。

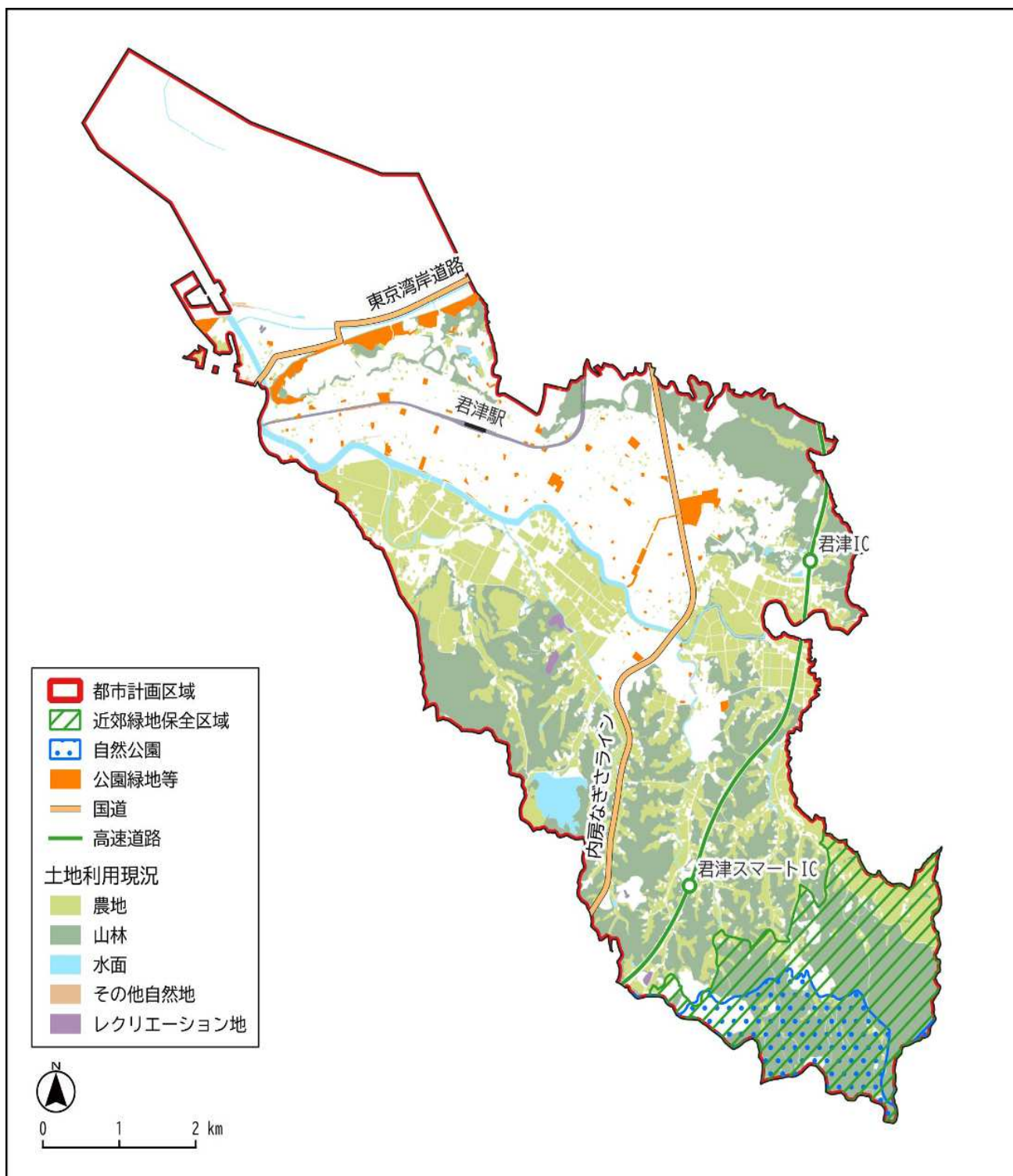


図 君津市における緑系の土地利用

資料：令和5年君津市都市計画基礎調査

### (3) 施設緑地と地域制緑地

対象区域における施設緑地の総量は、平成13年から令和2年の間に、およそ2割程度増加しています。内訳については、都市公園の面積が若干減少しているものの、都市公園等の面積が増加しています。

また、対象区域における地域制緑地の総量は、平成13年から令和2年の間に、およそ1割程度増加しています。内訳については、法によるものの箇所数は減少しているものの、面積は増加しており、さらに、条例等によるものの面積が増加しています。

表 施設緑地 総量

|         | 平成13年 |            |                   |        |            |                   | 令和2年 |            |                   |        |            |                   |
|---------|-------|------------|-------------------|--------|------------|-------------------|------|------------|-------------------|--------|------------|-------------------|
|         | 市街地   |            |                   | 計画対象区域 |            |                   | 市街地  |            |                   | 計画対象区域 |            |                   |
|         | 箇所    | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所     | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所   | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所     | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 |
| 都市公園 計  | 92    | 68.2       | 12.0              | 92     | 68.2       | 10.8              | 89   | 68.0       | 12.0              | 89     | 68.0       | 11.1              |
| 都市公園等 計 | 114   | 109.7      | 19.3              | 120    | 114.9      | 18.2              | 137  | 117.3      | 20.8              | 142    | 142.4      | 23.3              |
| 施設緑地 計  | 136   | 121.1      | 21.3              | 143    | 126.4      | 20.1              | 141  | 126.3      | 22.3              | 146    | 151.4      | 24.7              |

資料:君津市提供データ

表 地域制緑地 総量

|               | 平成13年 |            |                   |        |            |                   | 令和2年 |            |                   |        |            |                   |
|---------------|-------|------------|-------------------|--------|------------|-------------------|------|------------|-------------------|--------|------------|-------------------|
|               | 市街地   |            |                   | 計画対象区域 |            |                   | 市街地  |            |                   | 計画対象区域 |            |                   |
|               | 箇所    | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所     | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所   | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 | 箇所     | 面積<br>(ha) | m <sup>2</sup> /人 |
| 特別緑地<br>保全地区  | 0     | 0.0        | -                 | 0      | 0.0        | -                 | 0    | 0.0        | -                 | 0      | 0.0        | -                 |
| 風致地区          | 0     | 0.0        | -                 | 0      | 0.0        | -                 | 0    | 0.0        | -                 | 0      | 0.0        | -                 |
| 生産緑地<br>地区    | 26    | 3.8        | -                 | 26     | 3.8        | -                 | 24   | 3.6        | -                 | 24     | 3.6        | -                 |
| その他法<br>によるもの | 3     | 11.0       | -                 | 5      | 928.7      | -                 | 3    | 11.0       | -                 | 5      | 943.5      | -                 |
| 法によるもの<br>計   | 29    | 14.8       | -                 | 31     | 932.5      | -                 | 27   | 14.7       | -                 | 29     | 947.1      | -                 |
| 条例等による<br>もの  | 5     | 28.2       | -                 | 5      | 28.2       | -                 | 8    | 35.5       | -                 | 16     | 94.1       | -                 |
| 小計            | 34    | 43.0       | -                 | 36     | 960.7      | -                 | 35   | 50.1       | -                 | 45     | 1,041.2    | -                 |
| 地域制緑地間の<br>重複 | 0     | 0.0        | -                 | 2      | 240.5      | -                 | 0    | 0.0        | -                 | 2      | 240.5      | -                 |
| 地域制緑地 計       | 34    | 43.0       | -                 | 34     | 720.2      | -                 | 35   | 50.1       | -                 | 43     | 800.7      | -                 |

資料:君津市提供データ

## 2 都市公園の整備と維持管理・利活用の状況

### (1) 都市公園等の整備状況

開設している都市公園は、令和2年度時点で、合計89カ所、総面積は68.0haとなっており、対象区域内の一人当たり公園面積は11.1㎡/人と、千葉県の都市計画区域内の一人当たり公園面積の7.2㎡/人を上回ります。

また、街区公園の面積については、1,000～2,500㎡未満の公園が53.4%と過半数を占めており、街区公園の標準規模面積である2,500㎡以上の公園は30.1%となっています

表 種別ごとの都市公園の整備状況

|                           |        |      | 現況（令和2年） |        |             |        |        |             |
|---------------------------|--------|------|----------|--------|-------------|--------|--------|-------------|
|                           |        |      | 市街地      |        |             | 計画対象区域 |        |             |
|                           |        |      | 整備量      |        | ㎡<br>／<br>人 | 整備量    |        | ㎡<br>／<br>人 |
|                           |        |      | 箇所       | 面積(ha) |             | 箇所     | 面積(ha) |             |
|                           | 住区基幹公園 | 街区公園 | 73       | 16.1   | 2.8         | 73     | 16.1   | 2.6         |
|                           |        | 近隣公園 | 8        | 12.0   | 2.1         | 8      | 12.0   | 2.0         |
|                           | 都市基幹公園 | 総合公園 | 0        | 0.0    | 0.0         | 0      | 0.0    | 0.0         |
|                           |        | 運動公園 | 1        | 13.0   | 2.3         | 1      | 13.0   | 2.1         |
|                           | 基幹公園 計 |      | 82       | 41.1   | 7.3         | 82     | 41.1   | 6.7         |
|                           | 特殊公園   | 歴史公園 | 1        | 0.3    | 0.1         | 1      | 0.3    | 0.1         |
|                           | 緩衝緑地   |      | 2        | 24.2   | 4.3         | 2      | 24.2   | 4.0         |
|                           | 都市緑地   |      | 3        | 1.2    | 0.2         | 3      | 1.2    | 0.2         |
|                           | 緑道     |      | 1        | 1.2    | 0.2         | 1      | 1.2    | 0.2         |
|                           | 都市公園 計 |      | 89       | 68.0   | 12.0        | 89     | 68.0   | 11.1        |
| 公共施設緑地                    |        | 20   | 41.2     | 7.3    | 24          | 46.4   | 7.6    |             |
| 都市林                       |        | 0    | 0.0      | 0.0    | 1           | 20.0   | 3.3    |             |
| 都市緑地                      |        | 28   | 8.0      | 1.4    | 28          | 8.0    | 1.3    |             |
| 都市公園等 計                   |        | 137  | 117.3    | 20.8   | 142         | 142.4  | 23.3   |             |
| 千葉県 都市公園等 計<br>（令和5年度末時点） |        | -    | -        | -      | 7,654       | 442.6  | 7.2    |             |

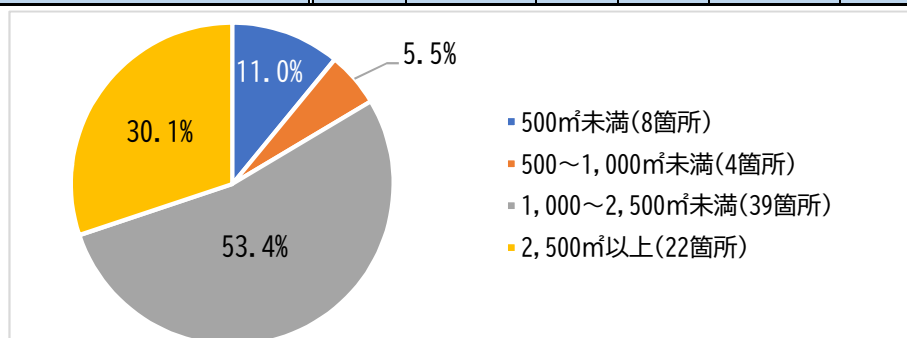


図 街区公園の面積内訳

## (2) 都市公園の配置状況

市街化区域のうち、工業地帯をのぞいた市街地部分は、ほとんどが公園緑地の250m圏域内に位置しており、利用圏ベースで見た場合には、都市公園の配置自体は充足しています。

ただし、機能面に着目すると、その多くは市民に身近な小規模の公園である街区公園であり、レクリエーション機能などから都市の質を高め広域的な利用を担う大規模な公園は、1箇所（内みのわ運動公園）となっております。

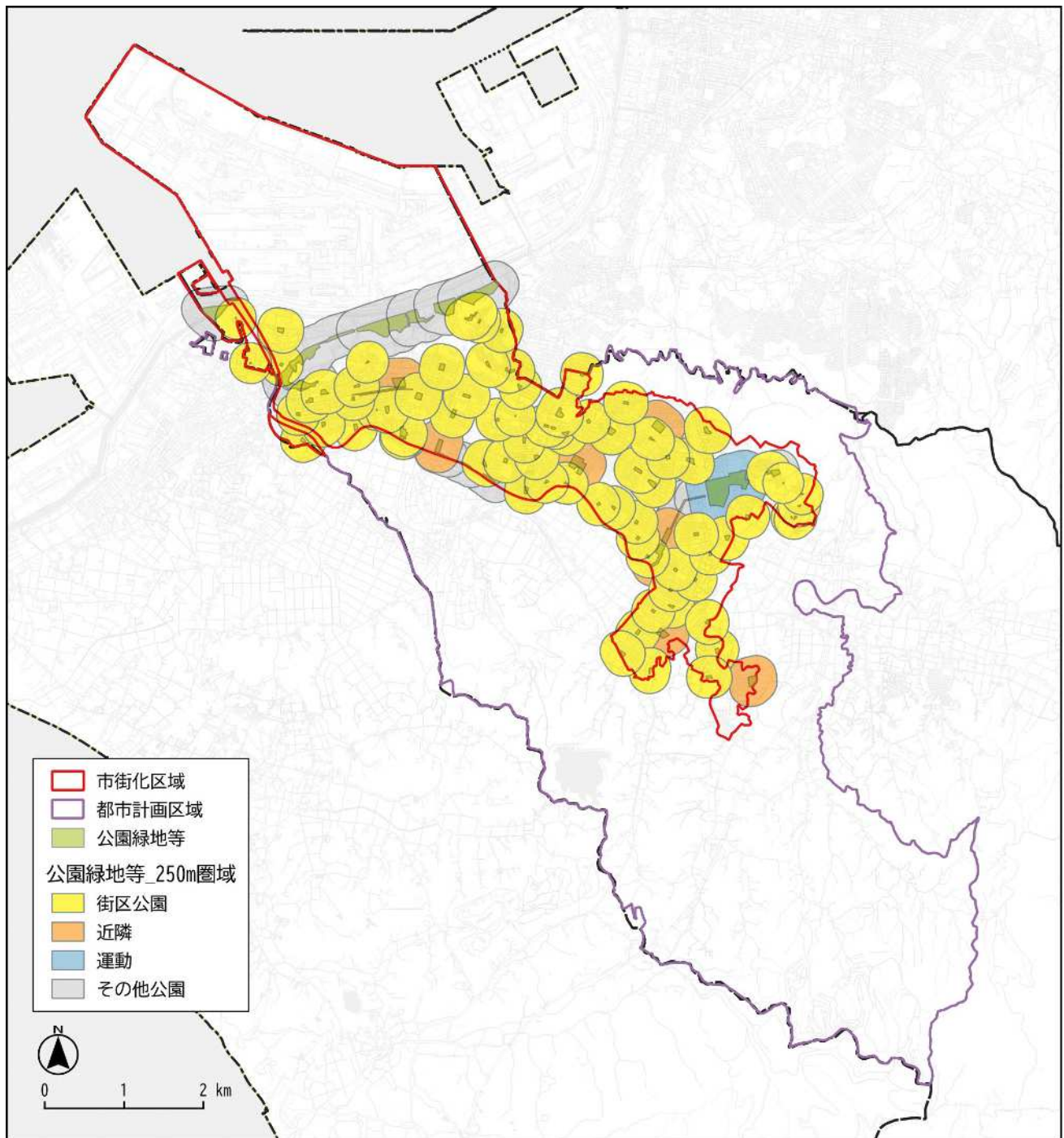


図 都市公園の分布状況

資料：君津市提供データ

レクリエーション機能の参考として、本市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図を見ると、市民のレクリエーション機能を担うと考えられる「観光交流拠点」は、鹿野山や亀山湖、清和県民の森周辺など、豊かな自然資源を活かした数多くの拠点が分布しているものの、殆どが対象区域外であることが分かります。

対象区域内は「郡ダム・三舟山周辺」のみであり、総合公園も整備されていないことから、対象区域においては、レクリエーション機能が不足していると考えられます。

計画対象区域には、観光交流拠点が「郡ダム・三舟山周辺」のみであり、対象区域外には豊かな自然資源を活かした数多くの観光交流拠点が分布

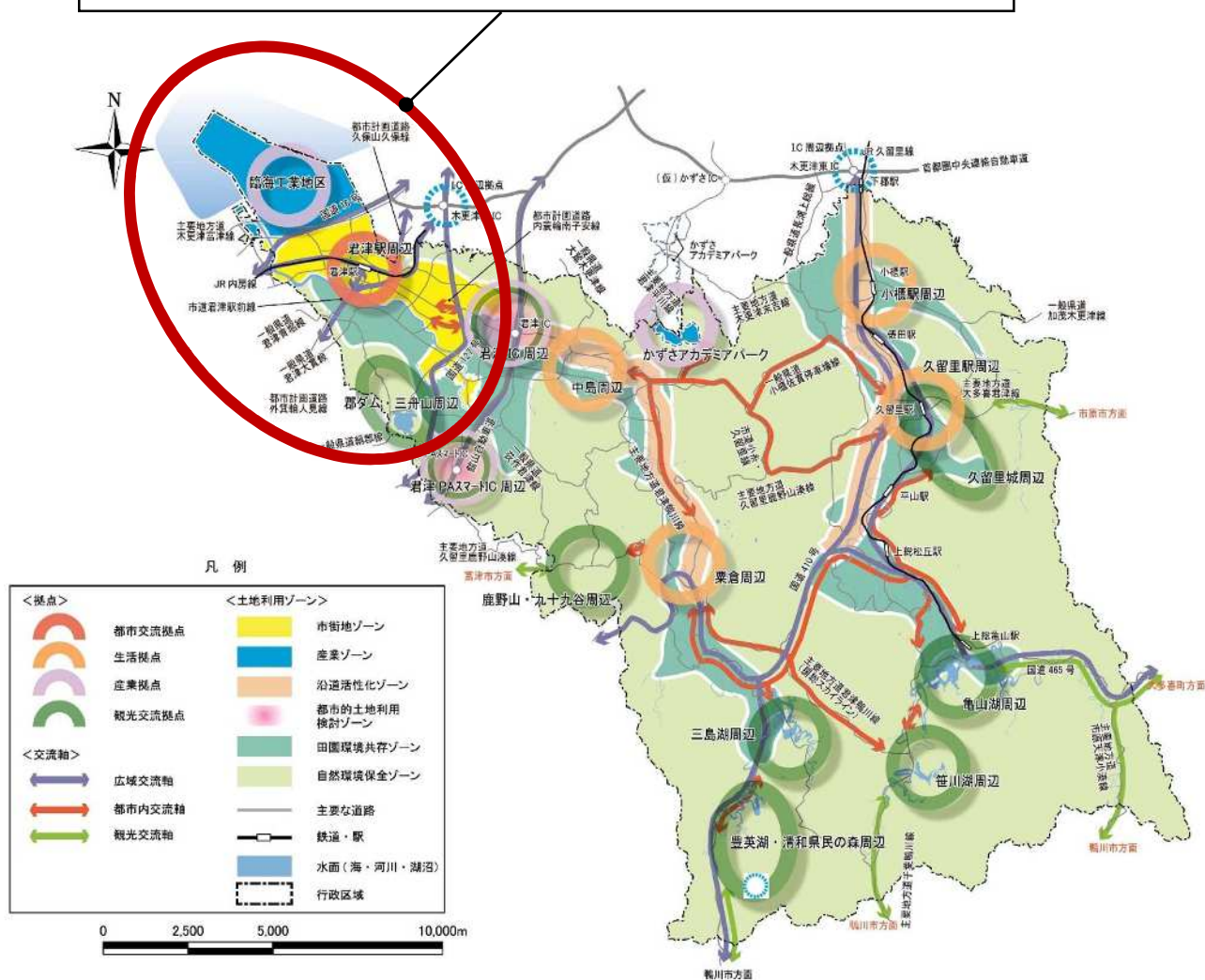


図 将来都市構造図における観光交流拠点の分布

資料：君津市都市計画マスタープラン

### (3) 都市公園の設置年数

街区公園の設置年数については、設置年数30年以上の公園が、市全体の82.7%と過半数を超えています。

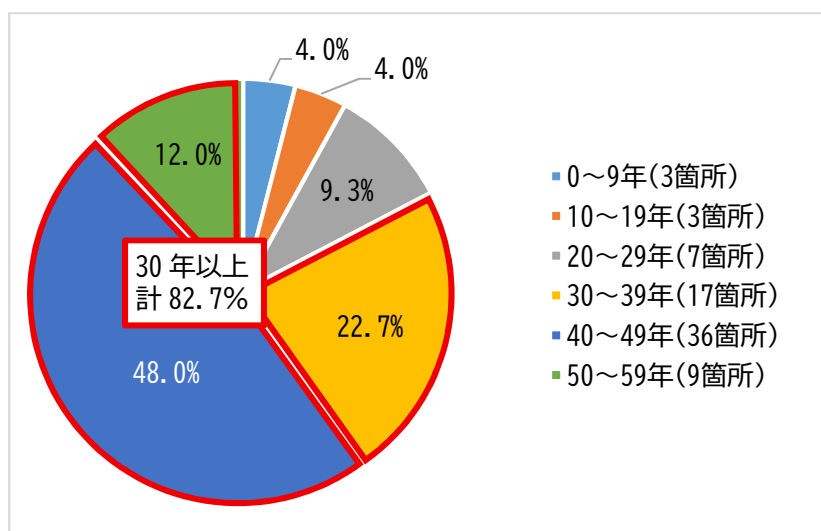


図 街区公園の設置年数

資料:君津市提供データ

### (4) 都市公園の維持管理

都市公園の維持管理費は令和3年度に減少しますが、令和4年以降は増加傾向となり、令和7年度には154,214千円となっています。



図 都市公園の維持管理費

資料:君津市提供データ

## (5) 公園施設のリニューアル

対象区域東部に立地している郡常代公園において、大型複合遊具のリニューアルを行いました。新たに設置した遊具は、障がいの有無や年齢に関係なく誰もが利用できるインクルーシブ遊具となります。



図 郡常代公園のインクルーシブ遊具

出典:君津市 HP

## (6) 都市公園におけるボランティア活動

公園におけるボランティア団体の登録数は、年によって多少の減少は見られますが、概ね増加傾向となっております。登録公園数については、令和3年度以降は増加傾向となっております。

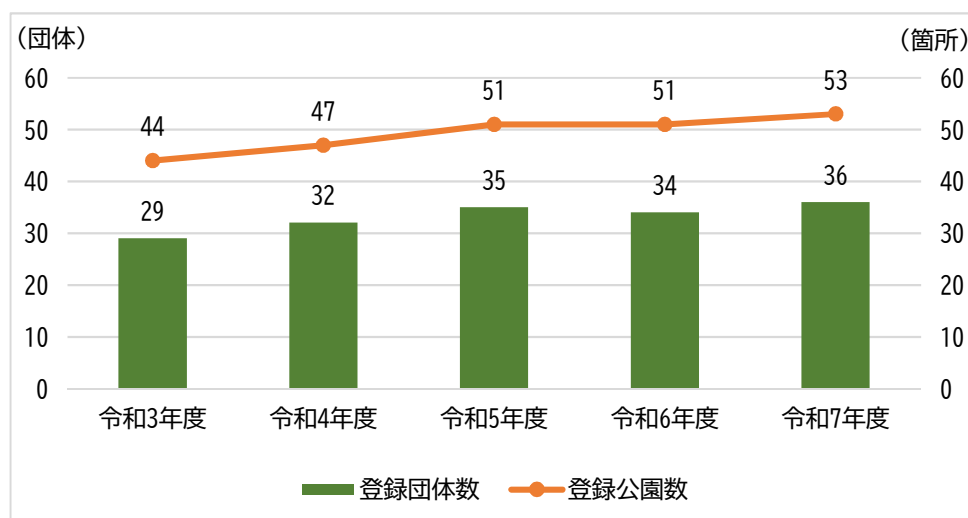


図 公園におけるボランティア団体の登録数と登録公園数の推移

資料:君津市提供データ

## (7) 公園施設長寿命化計画の指定状況

本市では効率的かつ効果的な公園施設の管理を行うために、公園施設長寿命化計画を策定しました。計画の対象となっている公園数、公園施設数は以下のとおりとなります。

表 計画対象公園数

| 街区公園 | 近隣公園 | 地区公園 | 運動公園 | 緩衝緑地 | 都市緑地 | その他 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|-----|----|
| 75   | 8    | 1    | 1    | 2    | 3    | 1   | 91 |

資料:君津市公園施設長寿命化計画

表 計画対象施設数

| 園路<br>広場 | 修景<br>施設 | 休養<br>施設 | 遊戯<br>施設 | 運動<br>施設 | 教養<br>施設 | 便益<br>施設 | 管理<br>施設 | その他 | 合計    |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-------|
| 999      | 590      | 861      | 261      | 29       | 67       | 182      | 3,517    | 8   | 6,514 |

資料: :君津市公園施設長寿命化計画

### 3 農地・森林・水辺の状況

#### (1) 農地

農地については田・畑の両方で緩やかな減少傾向となっております。

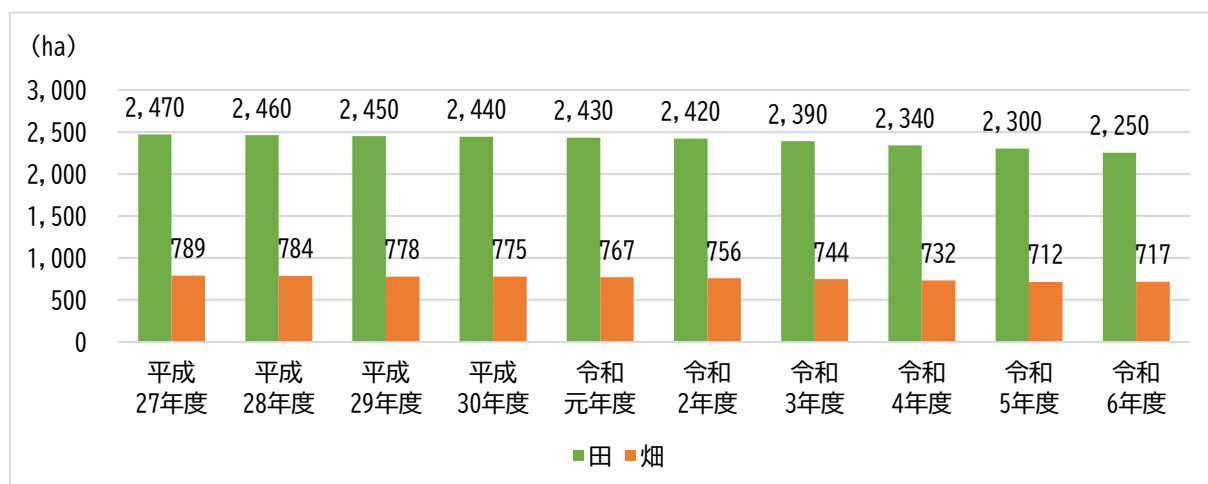


図 農地の推移(市全域)

資料:関東農政局経営耕地面積データ

#### (2) 森林

森林全体の総量のうち9割近くを地域森林計画対象民有林が占めており、それぞれ緩やかな減少傾向となっています。

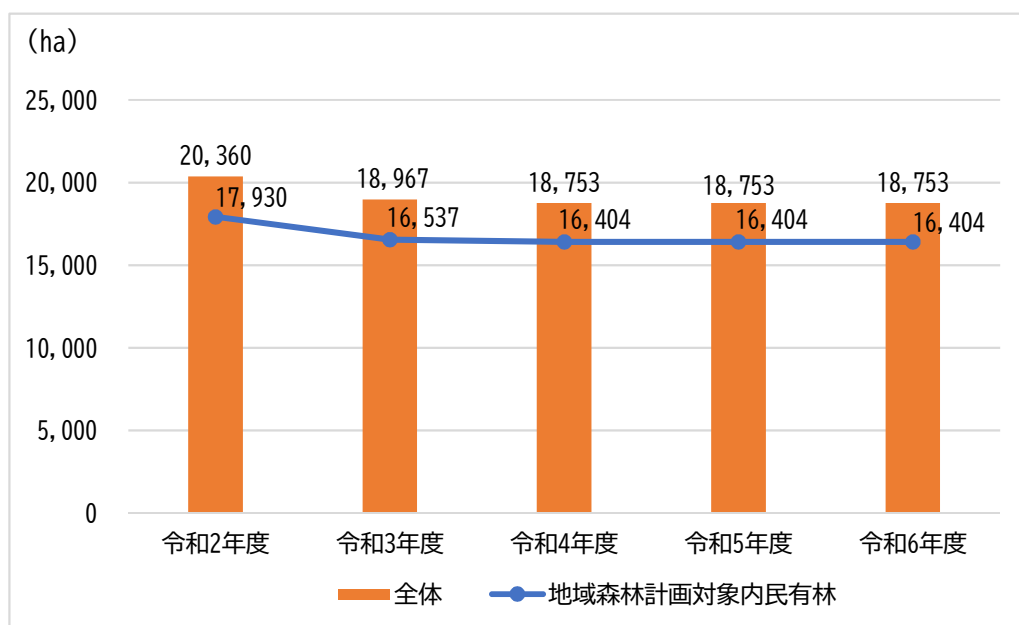


図 森林全体の総量及び地域森林計画対象民有林の推移(市全域)

資料:千葉県森林・林業統計書

### (3) 水辺環境

小糸川は君津駅周辺の市街地と農地の集落の境界を流れる二級河川です。沿岸部のうち外箕輪地先から人見地先までの5.6 kmは「小糸川沿岸歩行者専用道」として整備されております。この沿岸道の緑地帯は桜や四季折々の花を植栽することにより、良好な景観を創出することで、市民の歩行を促しています。



図 小糸川沿岸歩行者専用道

出典:市 HP

郡ダムは三舟山南部に位置する工業用ダムです。一旦貯水された水は、渇水期に放流され、人見浄水場にて浄水し、工業用水として利用されます。周囲はダムを囲むように遊歩道が設けられており、観光資源として活用されています。また、ダム湖面は水上スキーに活用されており、スポーツ振興へ貢献しています。



図 郡ダム

出典:市 HP

大道沢公園は「大道沢緑道」、「大道沢北公園」、「大道沢南公園」の3つから成り、延長1.2 km、面積は3.9 ha、内みのわ運動公園から小糸川まで带状に続いています。園内では自噴水を利用し、かつての小川「大道沢」のイメージを再現しており、四季折々の花や樹木が栽培されているため、ジョギングや散策など身近に水と緑に触れて楽しめる空間となっています。



図 大道沢公園

出典:市 HP

## 4 市民協働による緑化

### (1) 緑地協定の締結状況

工場、事業所等において、公害又は災害の防止、その他生活環境を維持するために必要が生じた場合は、一定面積以上の土地を保有する土地所有者等と協議のうえ、緑化に関する協定を締結しています。対象区域内における緑化協定による緑化面積については、令和元年に大きく増加しそれ以降はほぼ横ばいとなっております。

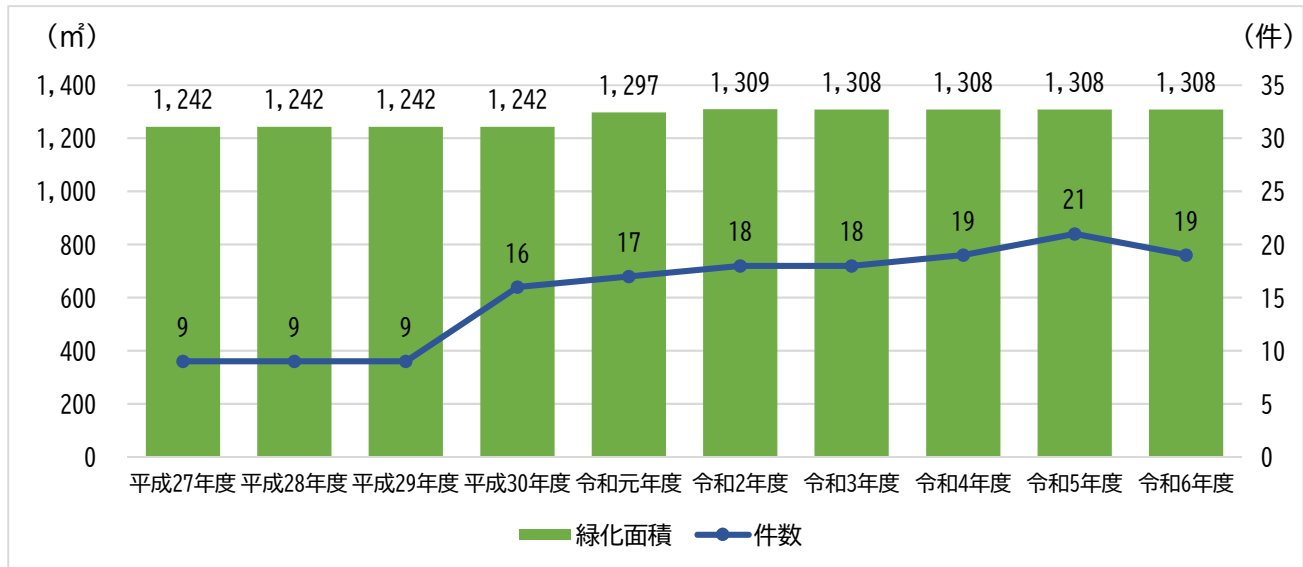


図 緑化協定の締結状況の推移

(※件数は平成29年度までは締結した企業の件数、それ以降は締結地区の件数を示す)

資料: 君津市環境白書

### (2) 緑に関わる活動の情報提供・支援

本市では、市内を拠点とした環境美化等の緑に関する活動を含めた様々な活動に取り組む市民活動団体等を紹介しています。また、年度ごとに「市民が主役のまちづくり事業」の募集を行っており、採択された活動については、活動支援補助金を交付しております。

表 令和7年度補助対象活動(緑に関する活動のみ抜粋)

| 団体名           | 事業名                           |
|---------------|-------------------------------|
| 小櫃地域ふるさと活性化組合 | 小櫃のふるさと環境整備                   |
| 松丘道路環境保全会     | 地域内道路環境の美化推進事業                |
| 蓑会            | 浅間山遊歩道整備事業                    |
| 宮下緑地をきれいにする会  | 宮下川環境美化推進事業                   |
| 君津青葉花いっぱい委員会  | 君津青葉高校生と取り組む久留里・上総小櫃地区花いっぱい運動 |

資料: 君津市 HP 公表情報

## 5 緑に関わる市民の意向

### (1) 内みのわ運動公園に対する意見

内みのわ運動公園のリニューアルに向け、令和3年度に市民等を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### ■調査の概要

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 対象者  | 市民、公園利用者及び内みのわ運動公園のリニューアルに関心のある方   |
| 回答数  | 1,730件（内訳 web 回答：1,687件 用紙回答：43件）  |
| 実施期間 | 令和3年（2021年）12月24日（金）から令和4年2月25日（金） |

#### ■調査結果

○よく利用する施設について

「日本庭園」「ちびっこ広場」が特に多く、運動以外の利用も多いと考えられます。

※複数回答可

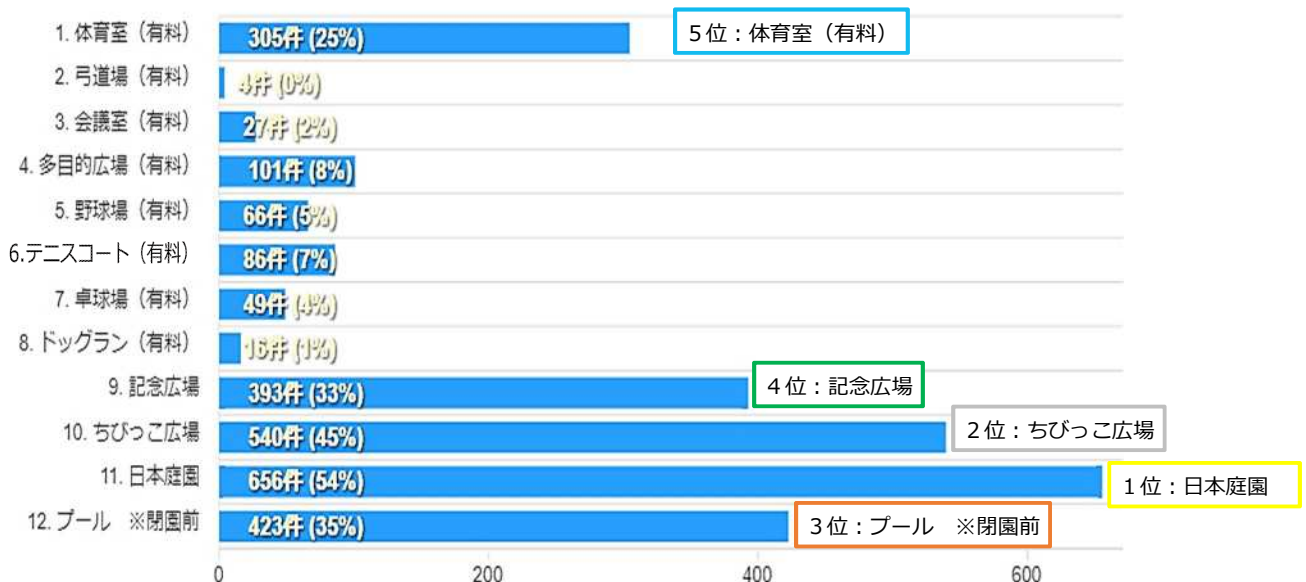


図 内みのわ運動公園でよく利用する施設

資料：内みのわ運動公園に関するアンケート結果概要

○内みのわ運動公園にあったら良いと思う施設について

「売店、カフェ」が最も多く、飲食店といった新たな機能の導入が望まれています。また、「子ども用遊具」や「休憩施設」の回答も多く、幅広い世代が利用できる公園へのリニューアルが望まれています。

※複数回答可

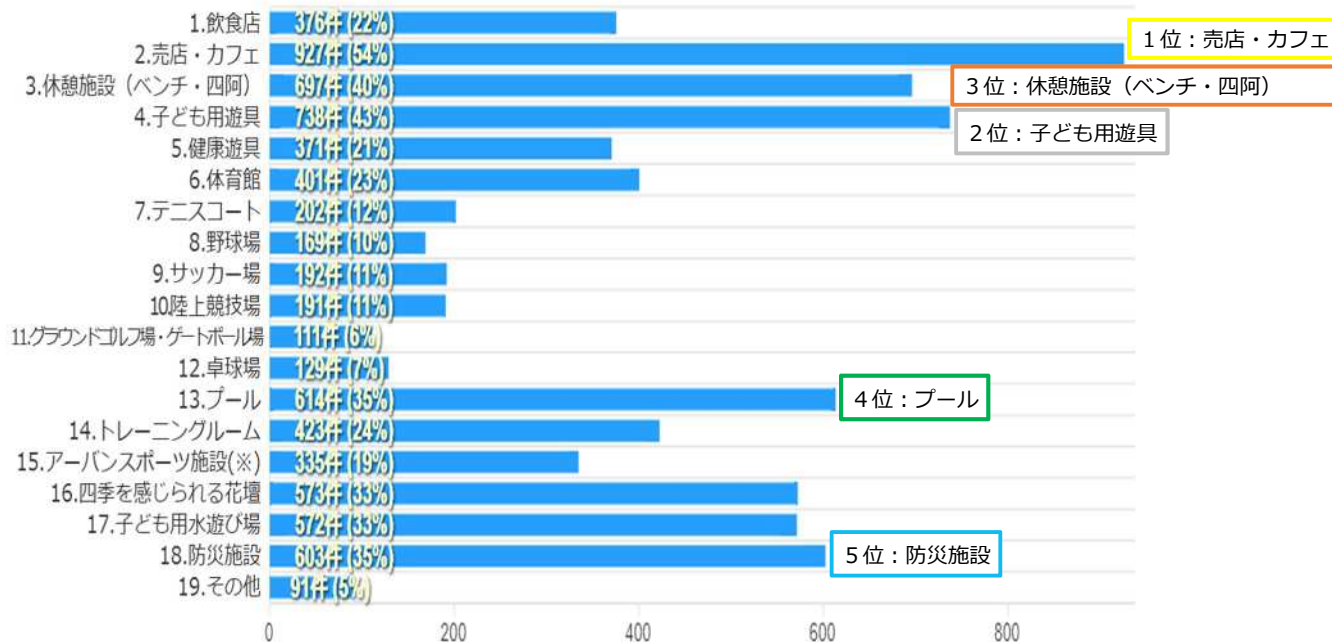


図 内みのわ運動公園にあったら良いと思う施設、充実させてほしい既存施設

資料：内みのわ運動公園に関するアンケート結果概要

## 6 現行計画の計画目標水準の達成状況

現行計画で設定した目標水準の達成状況について、以下に示します。

緑地の確保目標水準については、対象区域・市街地ともに、設定した目標値（平成32年）に対して令和2年の実績値が上回っており、各種法規制により緑が着実に保全・確保されてきたことが裏付けられます。

都市公園等の整備の目標水準について、一人あたり都市公園面積は11.1㎡/人で、設定した目標値を下回っているものの、計画策定時から着実に増加しており、公園の整備が着実に進んできたことを裏付けています。

また、県全体や全国と比べても量的には十分公園が確保されており、今後は量的な面だけでなく、質的な面に着目した取組や目標設定を検討していくことが考えられます。

### ○緑地の確保目標水準

|                      | 平成32年<br>(目標値)      | 令和2年<br>(実績値)       |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| 計画対象区域<br>(君津都市計画区域) | 846.6ha<br>約15.9%確保 | 952.1ha<br>約17.9%確保 |
| 市街地                  | 164.1ha<br>約7.7%確保  | 176.4ha<br>約8.3%確保  |

### ○都市公園等の整備の目標水準

|       | 平成13年<br>(当初実績) | 平成32年<br>(目標値) | 令和2年<br>(実績値) |
|-------|-----------------|----------------|---------------|
| 都市公園  | 10.8㎡/人         | 21.6㎡/人        | 11.1㎡/人       |
| 都市公園等 | 18.2㎡/人         | 34.7㎡/人        | 23.3㎡/人       |

#### 【一人あたり都市公園面積】

全国平均 : 10.9㎡/人 千葉県全体 : 7.2㎡/人 (令和6年3月末時点)  
⇒全国や県全体と比べても、**量的に十分確保**されている。

## 7 緑を取り巻くまちづくりの動向

### (1) 都市緑地法等の改正

公園・緑地、農地等のオープンスペースについて、公園ストックの老朽化や魅力低下、宅地化を前提としてきた都市農地の減少、自治体の財政や人材の制約等を背景に、都市の緑の多機能性を最大限に活かすため、平成29年に都市緑地法・都市公園法等が改正されました。

これを受けて、緑の基本計画の記載事項が拡充され、緑地の定義に「農地」を明記し、緑の基本計画の対象とするとともに、都市公園の適正管理や利活用の重要性が増していることを受け、公園の管理方針が追加されました。

#### 【都市緑地法の改正内容（H29）】

- ・ 緑の基本計画の記載事項の追加 ⇒ 都市公園の管理の方針、生産緑地地区内の緑地に関する事項
- ・ 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
- ・ 民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設
- ・ 商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化に向けた、緑化地域制度の改正
- ・ 緑地の定義への農地の明記 ⇒ **都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化**

#### 【都市公園法の改正内容（H29）】

- ・ 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ・ PFI事業の設置管理許可期間の延伸（最長10年→30年）
- ・ 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
- ・ 公園活性化に関する協議会の設置
- ・ 都市公園の維持修繕基準の法令化

更に、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等のため、緑の機能への期待が高まる中、都市における緑地の質・量両面での確保に向けて、令和6年に、都市緑地法の一部改正が行われました。

#### 【都市緑地法の改正内容（R6）】

##### (1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ① 国の基本方針・計画の策定
- ② 都市計画を定めるに当たって自然的環境の整備や保全の重要性を考慮

##### (2) 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援

- ① 緑地の機能の維持増進のために行う再生・整備を法的に位置づけ、財源を充実
- ② 指定法人が地方公共団体に代わり緑地の買入れや整備を行う制度を創設

##### (3) 緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み

- ① 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度を創設
- ② 都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業に係る認定制度を創設

## (2) グリーンインフラ

### ■グリーンインフラとは

グリーンインフラとは、自然と共生する社会の実現に向けて、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの特徴と意義として、以下の3点が挙げられます。

- ① 施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」
- ② 地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」
- ③ 自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」

緑の基本計画の対象である都市の公園緑地は、グリーンインフラとして更なる多様な機能の発揮が望まれており、緑の基本計画は、グリーンインフラの取組を位置づける計画として、その役割が期待されています。

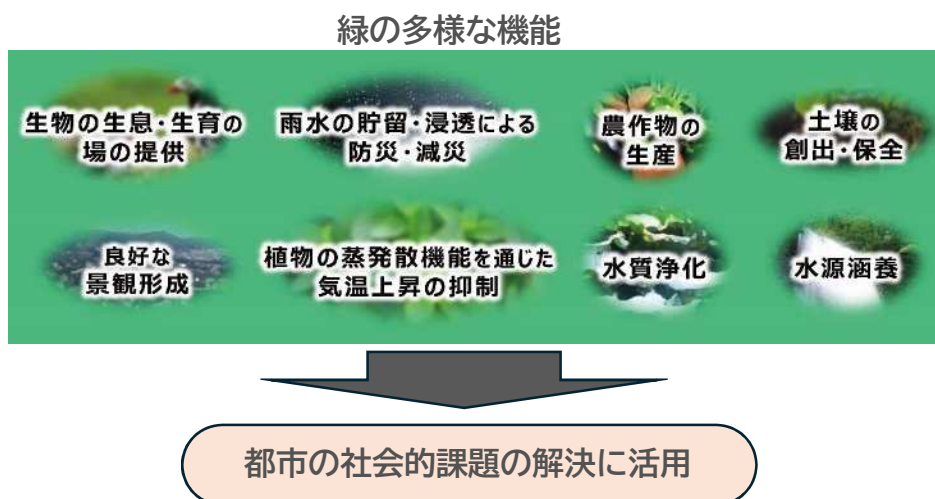


図 グリーンインフラの取組イメージ

資料：国土交通省「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」

### ■グリーンインフラ推進戦略2030の策定

令和8年1月に、国土交通省は新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定しました。

「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図るための取組や効果を示すKPI（重要業績評価指標）を設定しており、2050年に向けて「自然共生社会」の実現を目指します。

本戦略のポイントは、以下の3点が挙げられます。

- ① グリーンインフラの普及に資するよう、定義や効果を整理等した上で更に分かりやすく説明
- ② 「**グリーンインフラの活用が当たり前の社会**」の実現に向けた分野横断的な環境整備策をまとめ、初めて20項目のKPIを設定
- ③ 社会課題解決に向けた**グリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等を体系的に整理し、代表的な19項目のKPIを設定**



図 グリーンインフラ推進戦略2023の概要

資料：国土交通省 HP

### (3) 緑の基本方針（令和6年）の策定

緑の基本方針とは、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものです。

今回の方針では、国が近年力を入れる「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「ウェルビーイング」の実現に向けた目標・取組を、全ての「緑の基本計画」に位置づけることを促し、民間など多様な主体との連携、多様な資金源の確保等を掲げています。



図 緑の基本方針の概要

## 8 緑の課題

### ■現況の総括

#### [緑の総量]

- ・施設緑地としては都市公園が多く、令和2年時点で146箇所、151.4ha（計画対象区域）で、順調に整備が進んでいます。
- ・地域制緑地としては首都圏近郊緑地保全区域に指定されている森林・農地が多く、令和2年時点で生産緑地等を含め、43箇所、800.7ha（計画対象区域）となっています。
- ・施設緑地の総量は計画策定時から増加し、地域制緑地は概ね保全されています。

#### [面的な緑]

- ・森林は主に市街地を取り囲むように位置しており、その多くは森林法により保全されています。
- ・農地は主に市街地周辺の集落に位置しており、水田が多く、総量は減少傾向にあります。
- ・生産緑地は令和2年時点で24箇所（3.6ha）、総量はやや減少傾向にあります。

#### [水辺環境]

- ・市街地と農地集落の境には小糸川が流れており、沿岸には歩行者専用道が整備されています。
- ・三舟山南部には郡ダムが位置しており、水辺を生かしたアクティビティや観光資源として活用されています。
- ・市街地東部に位置する大道沢公園では、かつての小川をイメージし、自噴水による水環境が整備されています。

#### [都市公園]

- ・対象区域内の一人当たりの公園面積は11.1㎡/人（令和3年3月時点）で、千葉県全体の7.2㎡/人（令和6年3月時点）と比べても量的に十分確保されています。
- ・対象区域には、住民に身近な遊びや休息等の機能を有する街区公園が充実している一方で、レクリエーション機能などから都市の質を高め広域的な利用を担う大規模な公園は、1箇所（内みのわ運動公園）となっています。
- ・街区公園の面積について、面積500㎡未満の狭小な街区公園はほとんど見られず、公園として機能確保できる十分な面積の公園が多く、機能再編に有効な資源として活用可能です。
- ・供用開始から30年以上が経過し、遊具施設等の劣化が進んだ公園が多く、公園の維持管理費は増加傾向にあります。
- ・郡常代公園など一部の公園で、障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが利用可能なインクルーシブ遊具を導入しました。

### **[拠点となる公園]**

- ・内みのわ運動公園は昭和58年に開設され、多くの市民に利用されていますが、民間活力の導入により、多世代による多様な公園利用を促すため、リニューアル整備を計画しています。
- ・対象区域に不足するレクリエーション機能とともに、プロスポーツによる地域内外を含めた交流・賑わいの創出を目指し、君津駅からの徒歩圏内において、貞元総合公園の整備を計画しています。

### **[緑に関する協働]**

- ・民間が保有する緑地における、令和6年度時点での緑化協定の締結件数は19件、緑化面積は1,308㎡となっており、平成27年度から増加傾向にあります。
- ・市民が主役のまちづくり事業により、歩道における植栽整備や管理など、緑に関する活動団体への支援を実施しています。
- ・公園愛護団体の令和7年時点での登録団体数は36団体、登録公園数は53箇所であり、令和3年度から増加傾向にあります。

## ■緑の課題

### 【緑の保全】

- ・森林や河川等のまとまりのある緑は、法規制により引き続き適切に保全していくとともに、適切に維持管理していく必要があります。
- ・生産緑地を含む農地は、耕作放棄地の増加や担い手不足等により減少しつつあるため、良好な農地を保全しつつ、適切に維持管理していく必要があります。

### 【緑の創出や質の向上】

- ・市民の生活に身近な街区公園は、その多くが供用開始から30年以上が経過しているため、限られた財源の中でより適切な公園の配置・機能の見直しや老朽化した公園施設の更新・修繕を行う必要があります。
- ・内みのわ運動公園は整備から40数年経過しており、より多くの世代が様々な目的で利用できるよう、民間のノウハウを生かしたりリニューアルを進める必要があります。また、市内のみならず市外との広域的な交流やレクリエーション需要に対応するとともに、プロスポーツ観戦を基調とする貞元総合公園を整備する必要があります。
- ・道路沿いの街路樹や歩道の植栽帯は、良好な状態に保たれるよう、適切な維持管理が望まれます。

### 【協働による緑の育成】

- ・市民の自主的な緑に関する活動を促すために、愛護活動団体や市民活動団体の結成・育成やボランティア活動への支援をしていく必要があります。
- ・住民・民間事業者など、多くの主体が緑に関心を持ち、緑の維持管理・利活用に参画してくれるよう、緑化に関する意識の向上とともに、緑化に関わる人材を育成していく必要があります。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

君津市総合計画（令和4年）では、全国的な少子化・超高齢社会の進行や人口減少、激甚化する自然災害、公共施設やインフラの老朽化など、時代が変化する中でも、一人ひとりが主役となるまちを目指し、将来都市像を「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」と決めました。

この中で、豊かな水と緑を生かしたまちづくりとして、公園緑地の整備や緑化の推進のほか、豊かな自然との共生や保全・活用等に取り組んでいます。

対象区域の都市公園等は順調に整備が進んでおり、都市計画区域人口の1人当たり公園面積は、令和2年現在で11.1㎡/人に達し、国や県の平均値を上回っています。このほか、法令により森林・農地や水辺等のまとまりのある緑は着実に保全されています。

このように緑が量的に一定程度充足してきた中で、Well-beingや生物多様性の確保、健康増進や防災性の向上など、緑の持つ多様な機能を発揮し、市民の暮らしの質の向上に役立てられるよう、公園緑地のより一層の利活用を進めていく必要があります。

また、限られた財政下において公園緑地を効果的に維持管理・利活用していくため、住民や民間事業者など、多様な主体の参画が求められています。

本計画では、このような状況下で緑を保全・創出・利活用し、「君津市らしさ」の形成に役立てていくための取組を、以下の基本理念を元に展開します。

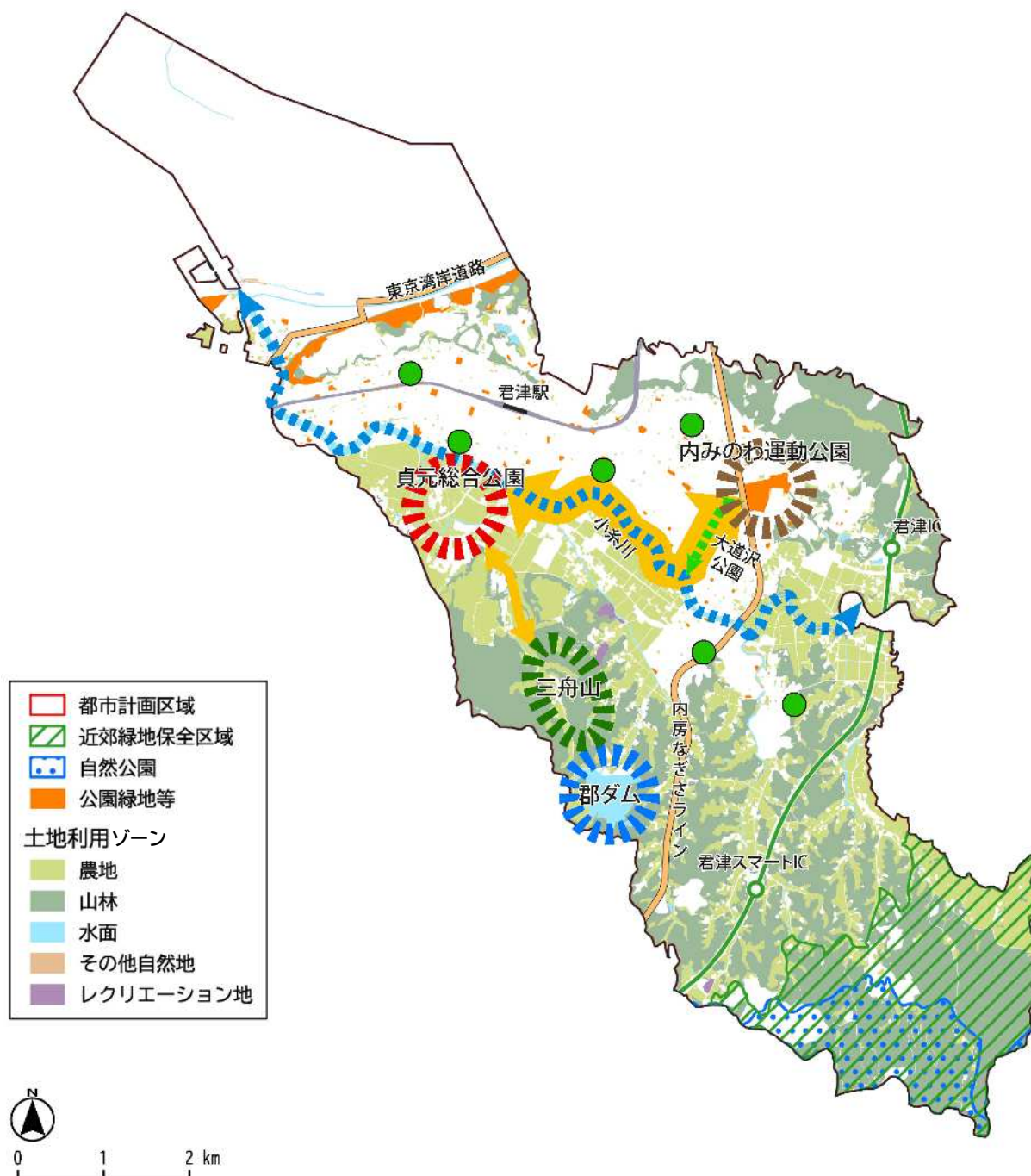
#### <基本理念>

みどりと人がつながり しあわせ育む きみつ  
ー市民とともに創る、みどりあふれるまちー  
(案)

## 2 緑の将来像

対象区域における緑の将来像は、緑の広域交流拠点である貞元総合公園、地域交流拠点である内みのわ運動公園を中心に、周辺の水・自然の交流拠点やそれらをつなぐ緑のネットワークにより、以下のとおり形成を図ります。

### ■緑の将来像図



## ■緑の拠点・軸の考え方

|                                                                                                      |                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緑の広域交流拠点</p>     | <p>市内外からの広域的かつ多様な交流の創出や駅周辺の活性化を牽引する緑のスポーツ・レクリエーション拠点として、スポーツを通じた交流・レクリエーション機能や広域的な防災機能が期待されている貞元総合公園を位置づけます。</p>                                        |
| <p>緑の地域交流拠点</p>     | <p>健康増進やスポーツ機能の向上を図るとともに、地域の子どもたちを中心とした多様な世代が交流できる拠点として、リニューアル整備により、民間活力を導入した集客施設など新たな魅力の創出が期待されている内みのわ運動公園を位置づけます。</p>                                 |
| <p>自然の交流拠点</p>      | <p>自然の中の遊歩道や展望台により市内の緑を眺望できるほか、案内看板により軽めのハイキングコースとしての利用可能な三舟山を位置づけます。</p>                                                                               |
| <p>水の交流拠点</p>      | <p>遊歩道による静かな林道の散策ができるほか、湖面を水上スキー競技に活用することで、市内外からの訪問者が交流の機会を創出させるスポーツイベントの実施が可能である郡ダムを位置づけます。</p>                                                        |
| <p>緑の拠点（公園系）</p>  | <p>市民にとって身近で親しみのある市街地の主な公園緑地として、近隣公園・地区公園を位置づけます。</p> <p>○君津中央公園      ○北子安公園      ○堺田公園<br/>○郡常代公園      ○宮下公園      ○大野原公園</p>                           |
| <p>緑の軸</p>        | <p>緑道や連続した緑の環境により、市内の公園緑地を有機的につなぐ軸として、水辺環境を生かした緑道状の公園である大道沢公園を位置づけます。</p> <p>○大道沢緑道      ○大道沢北公園      ○大道沢南公園</p>                                       |
| <p>水の軸</p>        | <p>河川・水辺により、市内の公園緑地を有機的につなぐ軸として、小糸川を位置づけます。</p> <p>○小糸川（小糸川沿岸歩行者専用道）</p>                                                                                |
| <p>交流拠点軸</p>      | <p>緑の広域交流拠点（貞元総合公園）と地域交流拠点（内みのわ運動公園）や自然の交流拠点間を有機的に結び、拠点間の交流を促す軸として、小糸川（小糸川沿岸歩行者専用道）と大道沢公園、貞元総合公園と三舟山間の軸を位置づけます。</p> <p>○小糸川（小糸川沿岸歩行者専用道）<br/>○大道沢公園</p> |

### 3 基本方針と施策体系

#### (1) 基本方針

基本理念に基づき、対象区域で実施する施策の基本的な考え方として、3つの基本方針を示します。

##### 基本方針1 緑の保全

本市の骨格を形成する森林・農地等のまとまりのある緑や小糸川等の河川は、各種法令により保全されています。

こうした緑は水源の涵養や雨水の貯留、良好な景観の形成、人々のレクリエーションや健康増進など、暮らしに様々な効用を与えるグリーンインフラとして機能しており、今後とも良好な状態で維持管理・利活用しながら、保全を図ります。

##### 基本方針2 緑の創出・質の向上

対象区域の都市公園は順調に整備が進んでおり、量的には一定程度充実しているものの、対象区域で不足しているレクリエーション機能を担う大規模公園の整備・リニューアルや、人口構成の変化・新しいニーズに対応した既存公園の配置・機能の見直しなど、市民ニーズの変化に応じて有効に創出・利活用していくことで、質の向上を図ります。

また、施設の整備や開発行為等に合わせた緑の創出、緑化協定等による民間の緑の創出は順調に進んでおり、引き続きこうした市街地の緑化を図ります。

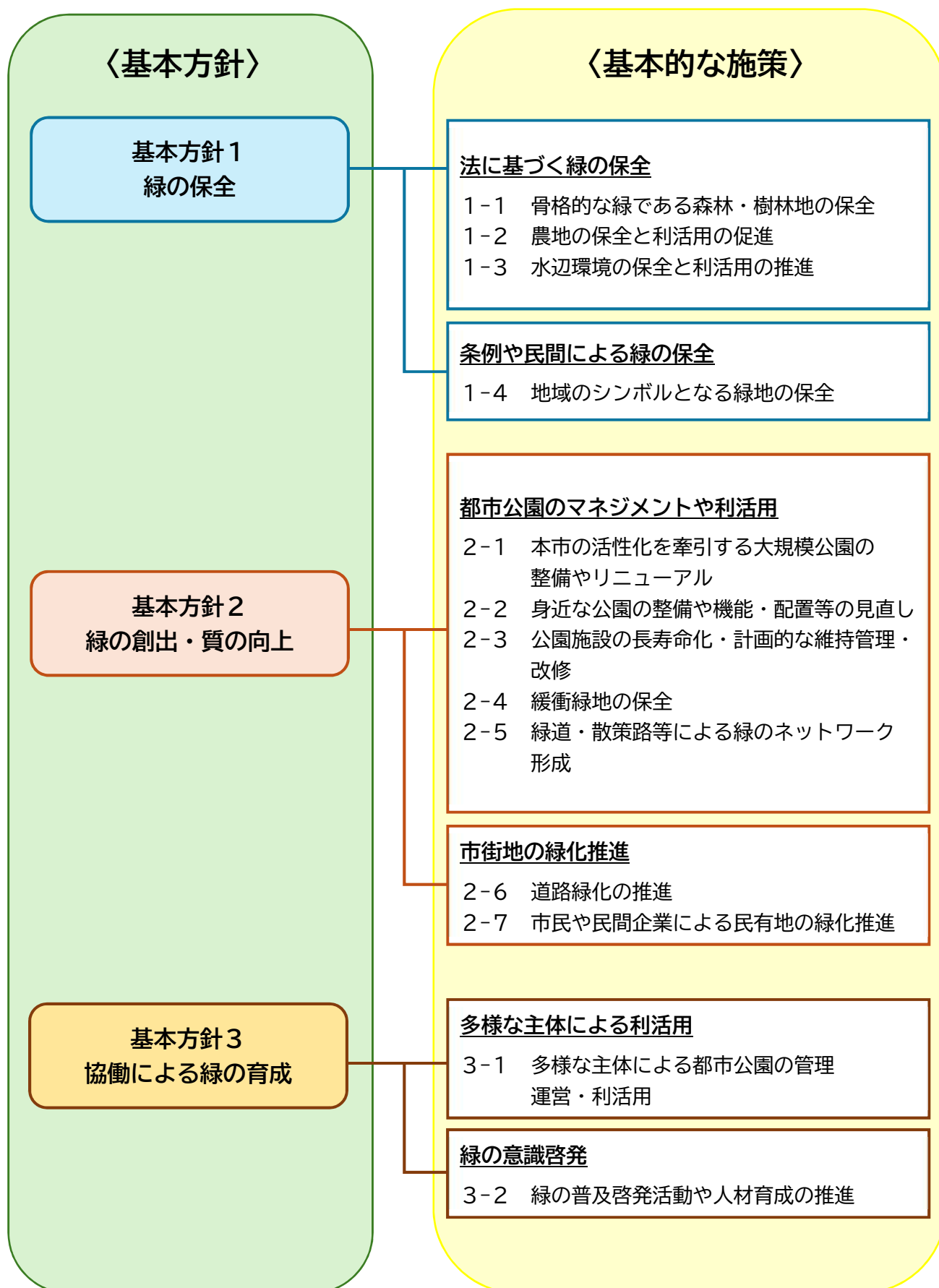
##### 基本方針3 協働による緑の育成

人口減少や高齢化の進行、限られた行財政等の状況下において、変化するニーズに対応しつつ、森林や農地、公園緑地といった緑の維持管理・利活用を効果的に進めていくため、住民や民間事業者など、多様な主体の参画・連携による緑の育成を図ります。

また、より多くの主体との協働や民間による緑化活動を促すため、緑化に対する意識啓発や緑化に関わる人材育成を図ります。

## (2) 施策の体系

3つの基本方針に基づく、対象区域における施策の体系を以下に示します。



## 4 緑地の計画目標水準

計画目標水準として、最新の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と連携した数値である、以下の目標値を設定します。

### ■計画見直し後の目標水準

#### ○緑地の確保目標水準

|                      | 令和7年<br>(現在値)       | 令和17年<br>(中間目標値)    | 令和27年<br>(最終目標値)    |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 計画対象区域<br>(君津都市計画区域) | 951.5ha<br>約17.9%確保 | 965.5ha<br>約18.2%確保 | 978.7ha<br>約18.4%確保 |
| 市街地                  | 175.8ha<br>約8.2%確保  | 175.8ha<br>約8.2%確保  | 189.0ha<br>約8.9%確保  |

#### ○都市公園等の整備の目標水準

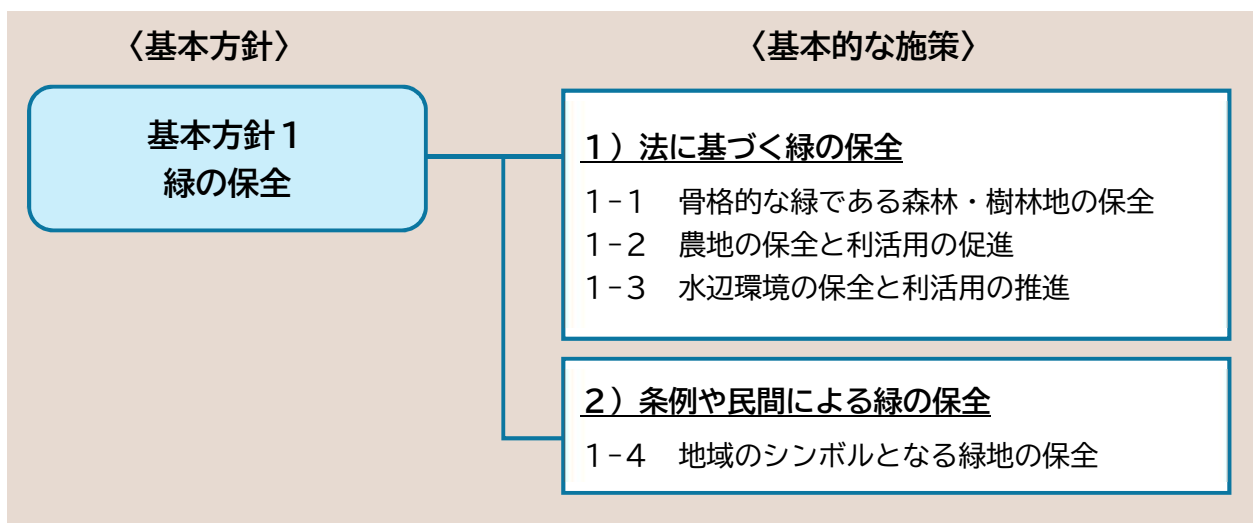
|       | 令和7年<br>(現在値)          | 令和17年<br>(中間目標値)       | 令和27年<br>(最終目標値)       |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 都市公園  | 11.5 m <sup>2</sup> /人 | 16.7 m <sup>2</sup> /人 | 23.7 m <sup>2</sup> /人 |
| 都市公園等 | 24.1 m <sup>2</sup> /人 | 31.8 m <sup>2</sup> /人 | 42.0 m <sup>2</sup> /人 |

## 第4章 緑の保全及び緑化推進のための施策

### 1 緑の保全

#### (1) 基本的な考え方

- 森林・農地・水辺等のまとまりのある緑は、各種法令に基づく保全とともに、適切な維持管理により良好な状態を保つことや、市民が自然に親しめる緑の空間としての利活用を通じて、緑の質の向上を図ります。
- 民間により創出された緑地は、条例により保全を図ります。



#### (2) 具体的な施策

##### 1) 法に基づく緑の保全

###### 1-1 骨格的な緑である森林・樹林地の保全

- 計画対象区域において、骨格的な緑を構成する森林・樹林地は、森林法・自然公園法等の土地利用規制に基づき保全するとともに、道路沿いの森林整備や適切な維持管理を図ります。
- 三舟山は、市街地に近い環境において、市民が身近に自然環境に親しむことができる森林・樹林地として保全するとともに、自然的景観や眺望・散策を楽しめる場所として利活用を図ります。

###### 1-2 農地の保全と利活用の促進

- 小糸川流域に広がるまとまりのある優良な農地は、法令に基づき保全するとともに、農地利用の効率化に向けた農地集積の推進や、生物の生息の場や保水機能等といった、農地の有する多面的機能の発揮に資する利活用の推進を図ります。
- 生産緑地地区に指定された農地を保全するとともに、買取申出があった場合は、公園用地等としての利活用に努めます。

### 1-3 水辺環境の保全と利活用の推進

- 計画対象区域を流下する小糸川は、貴重な水辺環境を保全するとともに、桜や季節の花、散歩やジョギングが楽しめる小糸川沿岸歩行者専用道は、市民が水辺に親しめる空間として利活用を図ります。
- 工業用ダムとして整備された郡ダムは、水上スキー等の湖面利活用により、交流人口の増加を図ります。

## 2) 条例や民間による緑の保全

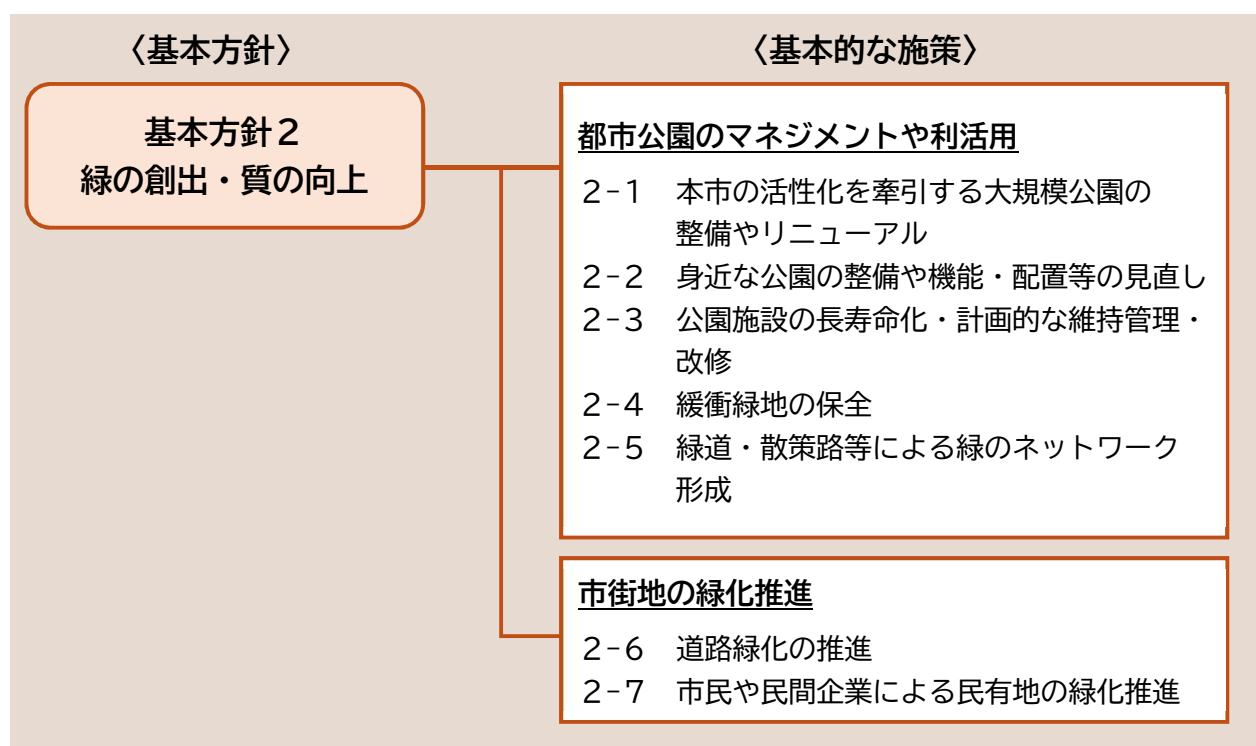
### 1-4 地域のシンボルとなる緑地の保全

- 千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定により、臨海工業地帯において確保された緑地は、地域のシンボルとなる緑地として保全を図ります。

## 2 緑の創出・質の向上

### (1) 基本的な考え方

- 官民連携による大規模公園の整備・再整備によるレクリエーション機能の充実、近隣住民が利用する身近な公園における、地域ごとの立地特性や人口構成等に応じた機能の見直し、公園施設の効果的・効率的な維持管理など、都市公園の種別・役割に応じた機能の発揮や利活用により、都市公園の使われ方や管理の質の向上を図ります。
- 市民や民間事業者と連携し、市街地における道路や民有地の緑化推進により、緑の創出を図ります。



### (2) 具体的な施策

#### 1) 都市公園のマネジメントや利活用

##### 2-1 本市の活性化を牽引する大規模公園の整備やリニューアル

- プロスポーツ観戦のできる野球場を核とし、市内外を含めた広域的かつ多様な交流や、地域の賑わい創出に資するレクリエーション機能を確保した総合公園として、貞元総合公園の整備を官民連携により進めます。
- 健康増進やスポーツ機能を確保しつつ、様々な世代がスポーツのみならず、多様な利活用や交流ができる公園として、内みのわ運動公園のリニューアル整備を官民連携により進めます。
- 広大な敷地や公園内の建築物を、災害発生時には公園利用者や周辺住民の避難場所として活用できるよう、物資の備蓄や公園内に防災施設の整備を進めることで、防災機能の強化を図ります。

【表 貞元総合公園、内みのわ運動公園位置づけ】

貞元総合公園や内みのわ運動公園の位置づけを記載

## 2-2 身近な公園の整備や機能・配置等の見直し

- 地域ごとの人口構成、年齢区分、周辺施設等から想定される利用者のニーズに基づき、地域住民に身近な街区公園の配置・機能を見直し、それぞれの地域特性に応じた機能への再編を図ります。
- 公園利用者が望む利用用途に柔軟に対応できるよう、身近な公園の利用ルール作りが可能となる制度等の整備に努めます。

### 【表 君津市公園機能再編の考え方】

君津市公園機能再編の考え方について記載

### **2-3 公園施設の長寿命化・計画的な維持管理・改修**

○令和3年度に策定された「君津市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の効果的かつ効率的な維持管理や、予防保全型の管理により、遊具をはじめとした公園施設の安全性向上を図ります。

### **2-4 緩衝緑地の保全**

○住宅地と工業地帯を分離遮断する緩衝緑地として、君津緩衝緑地の保全を進めます。また、住宅地に隣接する緑地として、「君津緩衝緑地環境整備事業」に基づき、支障木の伐採や剪定を適切に行うなど、良質な緑の維持管理を進めます。

### **2-5 緑道・散策路等による緑のネットワーク形成**

○緑の広域交流拠点となる貞元総合公園と、緑の地域交流拠点となる内みのわ運動公園の整備・リニューアルに合わせ、2つの公園を繋ぐ小糸川沿岸歩行者専用道及び大道沢公園を活用した回遊性向上等により、緑のネットワークの形成を図ります。

## **2) 市街地緑化の推進**

### **2-6 道路緑化の推進**

○街路樹や歩道の植栽帯について、より質の高い緑の空間となるよう、地域住民と連携・協力しながら、適切な維持管理に努めます。

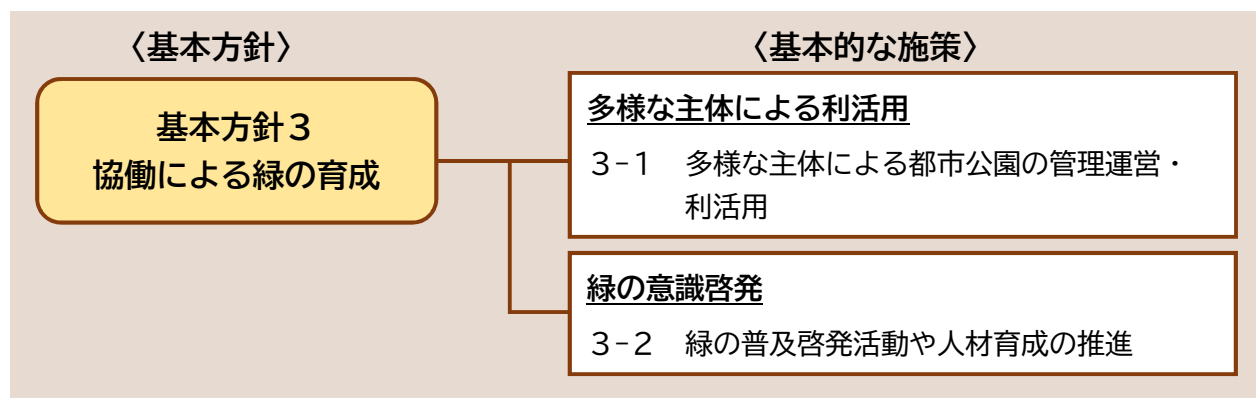
### **2-7 市民や民間企業による民有地の緑化推進**

○工場、事業所において、公害又は災害の防止、その他生活環境の維持を目的として、緑化に関する協定を締結し、民間企業による緑化推進を図ります。

### 3 協働による緑の育成

#### (1) 基本的な考え方

- 大規模な公園における民間事業者による公園の再整備や管理運営、身近な公園等での住民等による維持管理活動など、公園の大きさや種別に応じて、多様な主体との協働による公園の利活用を進めます。
- 市民の緑化活動への助成等を通じて、本市との協働により緑の意識啓発や緑の創出・育成等を担う人材育成を図ります。



#### (2) 具体的な施策

##### 1) 多様な主体による利活用

##### 3-1 多様な主体による都市公園の管理運営・利活用

- 総合公園等の大規模な公園においては、公募設置管理制度（Park-PFI）等により、民間事業者のノウハウや資金等を活用して、都市公園の魅力やサービス向上に寄与できる再整備や管理運営・利活用を図ります。
- 本市が管理する都市公園においては、公園ボランティア団体による清掃・草刈り等の維持管理活動が行われており、こうした既存制度を活用して、多様な主体の参画による都市公園の管理運営を図ります。
- 整備年数が経過した都市公園のリニューアル整備にあたっては、可能な範囲で検討過程における住民参加に努め、住民や地域ニーズを反映したリニューアル整備に努めます。

##### 2) 緑の意識啓発

##### 3-2 緑の普及啓発活動や人材育成の推進

- 市民やボランティアによる緑化活動への支援等により、緑化の普及啓発や緑化を担う人材育成の推進を図ります。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理の考え方

#### (1) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、本市の現況や社会情勢の変化に対応するために、PDCAサイクルの考え方に基づき、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を循環させることで、計画に基づく取組の進捗状況の点検・評価を図ります。

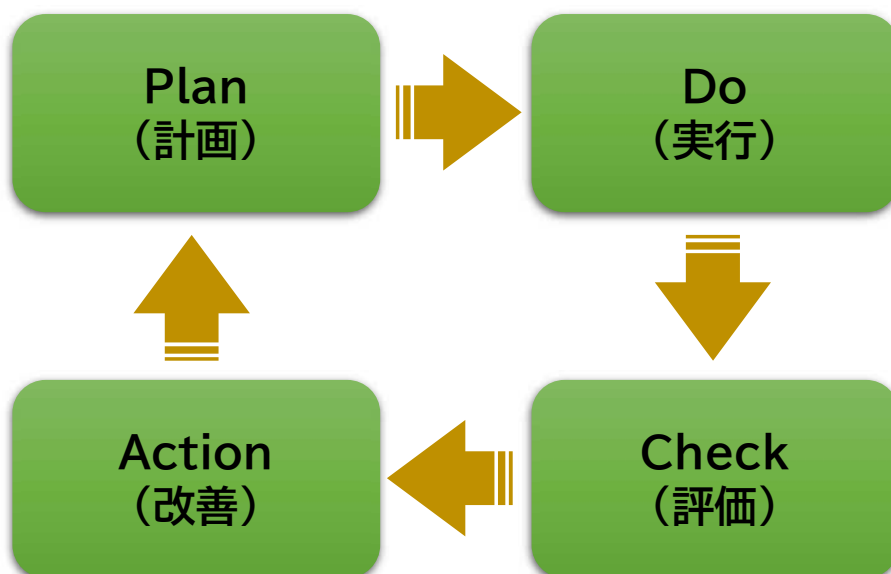


図 PDCA サイクルのイメージ

#### (2) 計画の見直し

本計画の見直しについては、上記の計画に基づく取組の進行管理の結果を踏まえ、計画期間の間年次、計画期間終了時に行うことを基本とします。

このほか、社会経済情勢の変化や市民意識の変化、本市の総合計画等の上位計画の改定状況等を踏まえ、必要な時期に見直しを行います。

## 2 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、市民、行政、民間事業者がそれぞれの役割を果たすことが、緑の将来像の実現を目指すうえで重要となります。よって、以下に示すとおり、市民、行政、民間事業者それぞれが役割を認識しつつ、互いに連携・協力できる体制づくりを図ります。

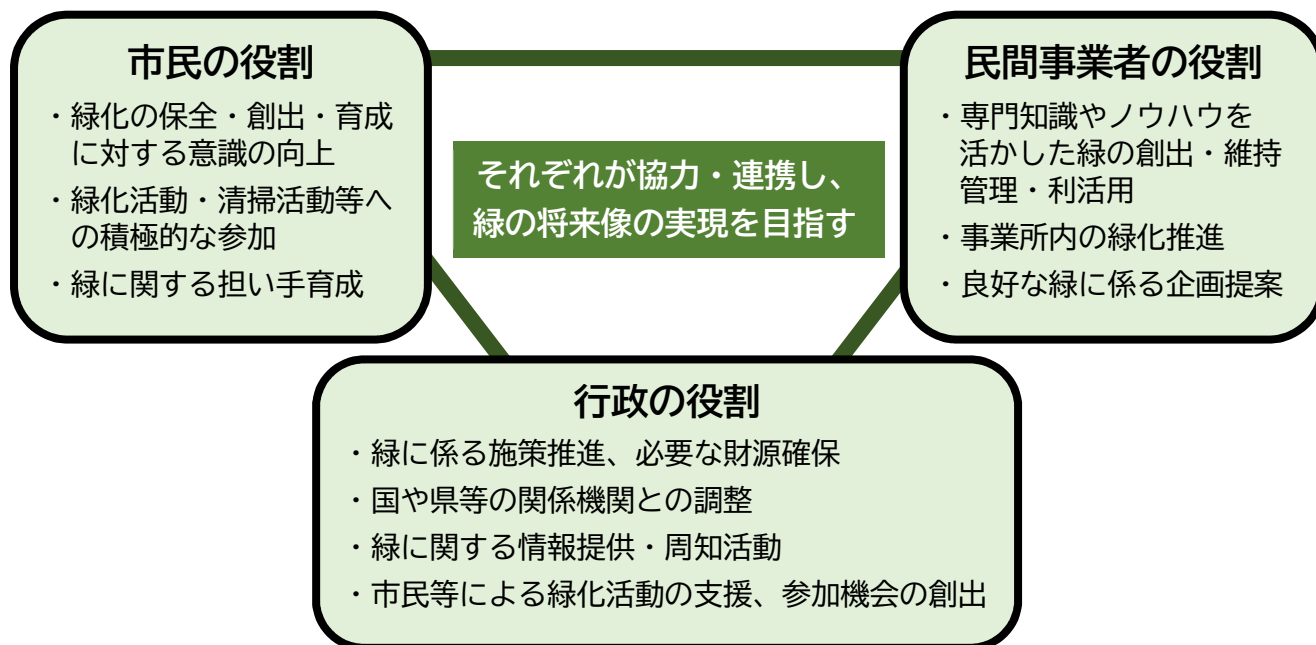


図 各主体の役割分担イメージ

〈資料1〉公園の機能分布と再編の考え方

〈資料2〉緑地の整備目標総括表